

製 自治体国際化協会

地方公務員における年金制度及び健康保険制度

目次

エグゼ	クティブ・サマリー	1
	米国における地方公務員の年金制度及び健康保険制度の概要	
1 年	金制度	3
1.1	概要	3
1.2	一般職員を対象とした年金制度	
1.3	警察・消防職員を対象とした年金制度	13
2 健	康保険制度	14
2.1	一般職員を対象とした健康保険制度	
第2章	ニューヨーク州政府職員における年金制度及び健康保険制度	21
1 年	金制度	21
1.1	概要	
1.2	一般職員を対象とした年金制度 (ERS)	21
1.3	警察・消防職員を対象とした年金制度(PFRS)	
1.4	議会議員を対象とした年金制度	
2 健	康保険制度	
2.1	概要	35
2.2	一般・警察・消防・議会・裁判所職員を対象とした健康制度	36
第3章	ニューヨーク市政府職員における年金制度及び健康保険制度	41
1 年	金制度	41
1.1	概要	
1.2	一般職員を対象とした年金制度	41
1.3	警察職員を対象とした年金制度	45
1.4	議会議員を対象とした年金制度	48
2 健	康保険制度	
2.1	概要	
2.2	一般職員・警察・消防職員を対象とした健康制度	
2.3	非組合員を対象としたマネージメント・ベネフィット・ファンド	

図表目次

図表 1:州政府および地方公共団体による地方公務員の年金制度数と加入者、受給者	数3
図表 2:「主要な地方公務員年金制度に関する比較調査」で取り上げられている 85 件	÷ 4
図表 3: 各年金制度における退職年齢、早期退職者の減額率、年金保険料(従業員拠	出)、雇用
主拠出金、受給権獲得年数	8
図表 4: 各年金制度における FAS、算定方式、限度	
図表 5:総合的な報酬 (total compensation) における各要素の重要度	14
図表 6:健康保険プランとその内容	14
図表 7: 州政府による健康保険プランと加入者の割合	16
図表 8: 保険料と負担率	19
図表 9: ERS の加入時期と Tier	21
図表 10: ニューヨーク州 ERS の主な年金プラン	
図表 11: ニューヨーク州 ERS の退職時年齢による年金減額率	25
図表 12:年金受給のオプション	25
図表 13: ERS の ordinary 障害年金	26
図表 14: ERS における ordinary 遺族給付金	27
図表 15: PFRS の加入時期と Tier	
図表 16: ニューヨーク州 PFRS の主な年金プラン	29
図表 17:「議会およびエグゼクティブ・プラン」加入者の Tier	33
図表 18:「議会およびエグゼクティブ・プラン」による年金額	
図表 19: NYSHIP 加入者が選択できる健康保険制度	
図表 20:エンパイア・プランの主なプログラム	
図表 21:エンパイア・プランのベーシック医療プログラムにおける年間免責額およ	びコイン
シュアランスの上限(2006 年)	
図表 22:従業員(地方公務員)が負担する健康保険料(2006年)	39
図表 23:ニューヨーク市の地方公務員を対象とした年金制度	41
図表 24: NYCERS 加入時期と Tier	
図表 25: NYCERS 加入者の年金プラン	
図表 26: NYC 地方公務員年金制度 Tier 4 (一般向け) のプランの概要	
図表 27:62/5 プランの早期退職における年金減額率	
図表 28:ニューヨーク市警察年金制度加入者の加入時期と Tier	
図表 29:ニューヨーク市警察年金制度加入者の保険料	
図表 30:ニューヨーク市警察年金制度による年金制度	
図表 31:ニューヨーク市による健康保険制度の種類	
図表 32: ヘルス・ベネフィット・プログラムのプログラムと保険料	
図表 33:ニューヨーク市の健康保険制度プログラムにおける免責額、上限額、診察料	斗、診断・
検査費用の比較	51

エグゼクティブ・サマリー

- ➤ 米国で最初に制定された地方公務員を対象とした年金制度は、1857年に制定されたニューヨーク市警察官を対象とした年金制度といわれている。一方、一般職員を対象とした年金制度が制定されたのは 1911年で、マサチューセッツ州が最初であった。その後、地方公務員を対象とした年金制度は増え続け、2003~2004年度には、州による年金制度が 220件、地方公共団体による年金制度は 2,439件となっている。また、加入者は現役職員が約 1,418万人、年金受給権を有する元職員などが約 371万人で、年金受給者は約 670万人となっている。地方公務員を対象とした年金制度は、州や地方公共団体の憲法、法令、判例法などによって決められている他、職員の種類によっても内容が異なるなど、多種多様となっている。
- ▶ ウィスコンシン立法評議会が作成した報告書(全米 85 の地方公務員向け年金制度が対象)によれば、ほとんどの年金制度で、年金を満額受給するために必要な年齢および勤務年数が決められている。また、多くの年金制度で、一定の条件の下で早期退職を認めており、早期退職した場合は一定の割合で年金額が減額される。さらに、年金受給権を獲得するために必要な最低勤務年数は、5 年以下が主流となりつつある。年金額の算定方式については、「勤務年数×一定の割合(%)×最終平均給与(FAS)」が一般的で、年金給付額に上限を設けているところも多く、その場合は、FASに対する比率で示されているケースが多い。
- ➤ コンサルタント会社のシーガル社が発表した調査結果(34 州政府が回答)によれば、職員の健康保険制度は、給与に次いで2番目に重要な報酬(compensation)とされている。地方公務員を対象とした健康保険制度では、Indemnity(米国で古くから存在する補償プラン)、PPO(ネットワーク内外の医師や病院での治療を補償)、HMO(ネットワーク内の医師や病院での治療のみを補償)、POS(PPOとHMOを組み合わせたもの)がある。米国全体で見ると、PPO(加入者率が33%)とHMO(同32%)の加入者が多く、地域別で見た場合、中西部と西部ではHMO加入者の割合(同約60%)が、南部ではPPO加入者の割合(同38%)が高く、北東部では全体に分散している。保険料の全米平均は、加入者のみの場合は月額308ドル、加入者と扶養家族の場合は同768ドルで、州政府は、加入者本人のみの場合で保険料の90%を、加入者および扶養家族の場合で保険料の78%を負担している。
- ➤ 1921年にニューヨーク州議会によって、ニューヨーク州職員年金制度(ERS)が制定され、その後、州内の地方公共団体が次々と参加していった。1966年にニューヨーク州警察・消防職員年金制度(PFRS)が制定されたのに伴い、ERSに加入していた警察・消防職員はPFRSへ移行した。現在、ERSの現役職員加入者は約62万人、PFRSの現役職員加入者は約4万人で、年金受給者は両方あわせて約31万人となっている。また、議員を対象とした年金プランには、「議会およびエグゼクティブ・プラン」がある(1976年7月26日までに加入した議員のみが対象)。
- ➤ 1957 年にニューヨーク州の地方公務員を対象としたニューヨーク州健康保険プログラム (NYSHIP) が制定され、NYSHIP は翌年には州内の地方公共団体や学校区などに拡大された。NYSHIP には、エンパイア・プラン (PPO) と NYSHIP が承認した 13 の

HMO があり、加入者は一つのプランを選択する。シーガル社の調査結果によれば、エンパイア・プランの利用者が 76%、HMO の利用者は 24%となっている。一定の条件を満たせば、退職後も健康保険制度を継続することが可能である。

- ➤ ニューヨーク市の地方公務員を対象とした年金制度には、職種別に 5 種類(New York City Employees' Retirement System: NYCERS、New York City Board of Education Retirement System: BERS、New York City Fire Department Pension Fund、New York City Police Pension Fund、New York City Teachers' Retirement System: TRS)あり、このうち加入者数で最大規模の制度は、一般職員を対象とした NYCERS (現役職員加入者数 20 万人以上、受給者約 12 万人)となっている。
- ➤ ニューヨーク市の地方公務員を対象とした健康保険制度には、EPO(幅広い医療ネットワークを持つが、ネットワーク以外の医師や病院による治療は補償しない)、POS、PPO、HMOがあり、加入者は合計14のプログラムの中から一つを選択する。一定の条件を満たせば、退職後も継続することが可能である。また、ニューヨーク市では、管理職などの非組合員を対象に、市の職員福利厚生プログラムではカバーされない医療保険や医療関連サービスに金銭的補助を提供するマネージメント・ベネフィット・ファンドを導入している。

第1章 米国における地方公務員の年金制度及び健康保険制度の概要

1 年金制度

1.1 概要

● 地方公務員の年金制度の種類と加入者数

米国で最初に制定された地方公務員向け年金制度は、1857年に制定されたニューヨーク市警察官を対象とした年金制度といわれている。その後、全米の各州および地方公共団体で地方公務員向けの年金制度が確立されていったが、当初は、警察官や消防士、教師などの専門的職員を対象としたものがほとんどであった。これらの職種の職員は、現在も、州または地方公共団体で職業別の年金制度が適用されているケースが多い。

1911年には、マサチューセッツ州で、全米で初めて一般職員を対象とした年金制度が制定され 1、その後、州および地方公共団体による地方公務員向けの年金制度が次々と確立されていった。 国勢調査局(U.S. Census Bureau)の統計によれば、2003~2004年度には、州による年金制度が 220件、地方公共団体による年金制度が 2,439件となっている。そして、これらの州および地方公共団体による地方公務員年金制度には、合計 1,789万 234人(現役職員:1,418万 1,220人、その他の加入者:370万 9,014人)が加入しており、670万 3,645人が年金を受給している。

図表 1: 州政府および地方公共団体による地方公務員の年金制度数と加入者、受給者数

	年金制度		加入者		广 人可纵 ****
	の数	合計	現役職員	その他の 加入者	年金受給者数
州政府	220	16,057,631	12,515,397	3,542,234	5,631,971
地方公共団体	2,439	1,832,603	1,665,823	166,780	1,071,674
全国	2,659	17,890,234	14,181,220	3,709,014	6,703,645

注:「その他の加入者」とは、年金受給権を獲得した後、退職した職員などが含まれる。 出典:国勢調査局統計²を基に作成

● 多種多様な年金制度

米国内では、民間セクターの年金制度も地方公務員の年金制度も、連邦内国歳入法(Internal Revenue Code: IRC)によって規制されているという点では同じである。しかし、民間セクターの年金制度が、従業員退職収入保障法(Employee Retirement Income Security Act: ERISA)によって最低限の保障や加入者、受給権、資金調達などが細かく規制されているのとは異なり、

¹ "Fundamentals of Employee Benefit Programs" Employee Benefit Research Institute (EBRI) Chapter 42: Defined Benefit Pension Plans in the Public Sector. Published 2005 http://www.ebri.org/pdf/publications/books/fundamentals/Fnd05.Prt05.Chp42.pdf p.43

² http://ftp2.census.gov/govs/retire/2004ret05a-xls.xls

地方公務員の年金制度は ERISA によるほとんどの条項が免責されている。一方、地方公務員の年金制度は、州の憲法 (constitution)、法令 (statutory)、判例法 (case law) などによって定められている。このため、州政府および地方公共団体によって独自に制定される地方公務員の年金制度は多種多様で、職員の種類 (一般職員、警察・消防、教師、判事、議会議員など)によって分類されているところも多い。

1.2 一般職員を対象とした年金制度

地方公務員の年金制度は、州政府や地方公共団体によって大きく異なるため、全国的な状況や動向を正確に把握することは難しい。ここでは、ウィスコンシン立法評議会(Wisconsin Legislative Council)が 2005 年 12 月に発表した、「主要な地方公務員年金制度に関する比較調査 2004 年版(2004 Comparative Study of major Public Employee Retirement Systems)」 3を基に、米国における地方公務員の年金制度についてまとめていく。

ウィスコンシン立法評議会の年金研究委員会(Wisconsin Retirement Research Committee)は 1982 年以来、原則的に 2 年毎にこの報告書を作成している。報告書は、一般職員や教師といった地方公務員を対象とした年金制度 85 件について調査したものであり、警察・消防職員、議会議員のための年金制度については触れていない(ただし、地方公務員用年金制度に警察・消防職員、議会議員が加入することができる場合も多い)。

図表 2:「主要な地方公務員年金制度に関する比較調査」で取り上げられている 85 件

	州	年金制度 の名称 (略称)	適用され る公務員	現役職員数	年金受給者	現役/受 給者率	S.S.カバ レッジ
1	Alabama	ERS	S, L	82,304	29,874	2.76	Yes
2	Alabama	TRS	T	129,617	56,263	2.30	Yes
3	Alaska	PERS	S, L	33,612	19,572	1.72	No
4	Alaska	TRS	T	9,688	8,707	1.11	No
5	Arizona	SRS	S, L, T	205,573	70,878	2.90	Yes
6	Arkansas	PERS	S, L	42,826	19,872	2.16	Yes
7	Arkansas	TRS	T	71,462	22,320	3.20	Yes
8	California	PERS	S, L	806,644	415,178	1.94	Yes
9	California	TRS	T	448,478	181,868	2.47	No
10	Colorado	PERA	S, L, T	176,840	67,900	2.60	No
11	Connecticut	SERS	S	46,964	37,051	1.27	Yes
12	Connecticut	TRS	T	49,946	24,297	2.06	No
13	Delaware	SEPP	S, T	32,498	17,612	1.85	Yes
14	Florida	FRS	S, L, T	600,000	240,000	2.5	Yes
15	Georgia	ERS	S	73,251	28,570	2.56	Yes
16	Georgia	TRS	T	208,927	61,590	3.39	Yes

³ 報告書の全文は以下で閲覧できる。

http://www.legis.state.wi.us/lc/2 PUBLICATIONS/Other%20Publications/Reports%20By%20Subject/Employment%20and%20Occupations/04comparstudy.pdf

	州	年金制度 の名称 (略称)	適用される公務員	現役職員数	年金受給者	現役/受 給者率	S.S.カバ レッジ
17	Hawaii	ERS	S, L, T	62,573	32,297	1.94	Yes
18	Idaho	PERS	S, L, T	63,385	26,043	2.43	Yes
19	Illinois	SERS	S	70,621	42,307	1.67	Yes
20	Illinois	TRS	T	157,990	76,905	2.05	No
21	Illinois	MRF	L	167,952	75,775	2.22	Yes
22	Indiana	PERF	S, L	143,082	52,956	2.70	Yes
23	Indiana	TRF	T	73,510	37,068	1.98	Yes
24	Iowa	PERS	S, L, T	160,034	76,961	2.08	Yes
25	Kansas	PERS	S, L, T	148,145	59,124	2.51	Yes
26	Kentucky	ERS	S, L	151,121	64,676	2.34	Yes
27	Kentucky	TRS	T	71,950	35,803	2.01	No
28	Louisiana	SERS	S	64,149	34,700	1.85	No
29	Louisiana	TRSL	Т	84,398	52,900	1.60	No
30	Maine	SRS	S, L, T	52,029	31,460	1.65	No
31	Maryland	SRPS	S, L, T	185,861	94,880	1.96	Yes
32	Massachusetts	SERS	S	80,122	51,418	1.56	No
33	Massachusetts	TRS	Т	87,934	39,341	2.24	No
34	Michigan	SERS	S	34,776	45,619	0.76	Yes
35	Michigan	MERS	L	37,171	18,442	2.02	Yes
36	Michigan	PSERS	Т	321,263	145,588	2.21	Yes
37	Minnesota	MSRS	S	51,440	22,654	2.27	Yes
38	Minnesota	PERA	L	138,164	61,190	2.26	Yes
39	Minnesota	TRA	Т	72,008	37,649	1.91	Yes
40	Mississippi	PERS	S, L, T	156,353	62,407	2.51	Yes
41	Missouri	SERS	S	56,362	25,179	2.24	Yes
42	Missouri	LAGERS	L	32,568	10,786	3.02	Yes
43	Missouri	PSRS	Т	73,797	34,230	2.16	No
44	Montana	PERS	S, L	28,201	14,834	1.90	Yes
45	Montana	TRS	T	18,251	9,741	1.87	Yes
46	Nebraska	PERS	S, L	78,900	16,700	4.72	Yes
47	Nebraska	SPP	T	36,799	11,837	3.11	Yes
48	Nevada	PERS	S, L, T	87,500	27,000	3.24	No
49	New Hampshire	NHRS	S, L, T	50,420	17,790	2.83	Yes
50	New Jersey	PERS	S, L	295,147	116,545	2.53	Yes
51	New Jersey	TPAF	Т	145,882	60,361	2.42	Yes
52	New Mexico	PERA	S, L	42,256	20,858	2.03	Yes
53	New Mexico	ERA	T	65,000	24,947	2.61	Yes
54	New York	ERS	S, L	552,508	287,341	1.92	Yes
55	New York	TRS	T	254,515	121,246	2.10	Yes
56	North Carolina	TSERS	S, T	356,535	123,518	2.89	Yes
57	North Carolina	LGERS	Ĺ	136,419	35,119	3.88	Yes
58	North Dakota	PERS	S, L	17,636	5,634	3.13	Yes
59	North Dakota	TFR	T	9,826	5,373	1.83	Yes

	州	年金制度 の名称 (略称)	適用される公務員	現役職員数	年金受給者	現役/受 給者率	S.S.カバ レッジ
60	Ohio	PERS	S, L	353,584	145,263	2.43	No
61	Ohio	STRS	T	179,063	111,853	1.6	No
62	Oklahoma	PERS	S, L	42,998	22,990	1.87	Yes
63	Oklahoma	TRS	T	81,863	39,593	2.07	Yes
64	Oregon	PERS	S, L, T	160,808	98,686	1.63	Yes
65	Pennsylvania	SERS	S	108,405	98,727	1.10	Yes
66	Pennsylvania	PSERS	T	247,000	146,000	1.69	Yes
67	Rhode Island	ERS	S, T	36,820	20,392	1.81	Yes
68	South Carolina	SCRS	S, L, T	185,538	84,420	2.20	Yes
69	South Dakota	SRS	S, L, T	35,408	17,029	2.08	Yes
70	Tennessee	CRS	S, L, T	198,917	83,121	2.39	Yes
71	Texas	ERS	S	172,191	65,231	2.64	Yes
72	Texas	TRS	Т	815,538	240,627	3.39	No
73	Texas	MRS	L	90,930	25,287	3.60	Yes
74	Utah	SRS	S, L, T	95,461	33,262	2.87	Yes
75	Vermont	SRS	S	8,079	3,833	2.11	Yes
76	Vermont	TRS	T	10,315	4,386	2.35	Yes
77	Virginia	SRS	S, L, T	317,203	113,717	2.79	Yes
78	Washington	PERS	S, L	220,415	99,755	2.21	Yes
79	Washington	TRS	T	66,075	41,757	1.58	Yes
80	West Virginia	PERS	S, L	35,868	18,928	1.89	Yes
81	West Virginia	TRS	Т	19,313	26,050	0.74	Yes
82	Wyoming	WRS	S, L, T	32,000	15,000	2.13	Yes
83	Milwaukee	City	L	12,574	14,150	0.89	Yes
84	Milwaukee	County	L	4,980	7,300	0.68	Yes
85	Wisconsin	WRS	S, L, T	262,085	126,211	2.08	Yes
	合計			11,786,614	5,252,322	2.24	

注1:「適用される公務員」の内訳は、S=State、L=Local、T=Teacher。

注2:S.S.カバレッジは、連邦政府によるソーシャル・セキュリティ・プログラム参加の有無4。

注3:83、84のミルウォーキー市はウィスコンシン州。ウィスコンシン州による調査報告であることから、同州主要都市のミルウォーキー市・郡制度の実態も参考として調査に含めたものと考えられる。

出典:ウィスコンシン州立法議会報告書(Chart I)を基に作成

以下では本報告書を基に、「退職に関する条項」「年金保険料(従業員拠出)・雇用主拠出・受給権獲得」「最終平均給与(FAS)・年金算定方式・限度」について記述する。

-

^{4 1935} 年にソーシャル・セキュリティ法が成立した際、連邦政府が州・地方公共団体へ課税することへの憲法上の懸念や、地方公務員にはすでに年金制度が確立されていたことなどから、地方公務員はソーシャル・セキュリティ・プログラムの対象外とされた。その後、任意でソーシャル・セキュリティ・プログラムを併用する地方公務員年金制度が増えていった。

● 退職に関する条項

図表 3 は、各年金制度における通常退職年齢、早期退職年齢、早期退職者の年金減額率、年金保険料(従業員拠出率)、雇用主(政府)拠出率、受給権獲得までの年数を示したものである。

通常退職年齢とは、年金を満額受給するために必要な年齢および勤務年数(表では「年齢/勤務年数」で表示)のことで、ほとんどの年金制度で、年齢に加えて一定の勤務年数が通常退職年齢の必要条件とされている。一例を挙げると、「60/10; any/25」(前表中の番号 1: アラバマ州)は、「勤務年数が 10 年間の場合は 60 歳が通常退職年齢で、25 年(以上)の場合は何歳5で退職しても通常退職の資格を得られる」という意味である。また、「R80」(同 5: アリゾナ州)は「Rule of 80」の略で、年齢と勤務年数の合計が一定数に達した場合は通常退職年齢となる(この場合、年齢と勤務年数の合計が 80 以上であれば通常退職できる)。ミネソタ州(同 37~39)の「ソーシャル・セキュリティの受給年齢(S.S. Normal)」というのは、ソーシャル・セキュリティを受給できる年齢(現在は 65 歳だが、今後引き上げられる)が基準となっている。

一方、85 件の年金制度のうち 75 件が、一定の条件の下、早期退職した場合の年金受給を認めている。早期退職した場合、年金額は、通常退職年齢で受給する場合の年金額から一定の割合で減額される。一般的に認められている早期退職年齢は 55 歳 (一定の勤務年数が必要)で、次いで 50 歳となっている。マサチューセッツ州 (同 32、33)、ミシシッピ州 (同 40) のように早期退職を認めていないところもある。早期退職した場合の減額率は、年齢、勤務年数、職種などによって大きく異なり、図表 3 では最も一般的な年間減額率が示されている。これによれば、減額率が 3~5.9%の年金制度が 20 件、6%以上が 19 件となっている。

● 年金保険料(従業員拠出)・雇用主拠出・受給権獲得年数

ほとんどの地方公務員年金制度は、従業員(地方公務員)に、給与の一定割合を年金保険料として支払うよう定めている。ただし、報告書によれば、「従業員拠出」とされている保険料は、実際には雇用主(州政府や地方公共団体)によって支払われている場合が多いという(賃金を引き上げるより、従業員の年金拠出額を負担する方が雇用主、従業員双方にとって財政上の利点がある)。今回の調査結果によれば、従業員拠出の割合が5%以下の年金制度は35件、5%超は34件、職業によって異なるケースが6件、従業員拠出なし(non-contributory)が10件となっている。

一方、雇用主(政府)拠出額について、報告書は「地方公務員の職種や年金基金投資運用の状況により、年によって大きく異なることが多いため、本図表に掲載されている雇用主拠出額に関する情報の信頼性は、その他の情報に比べると低い」と説明している。次ページ以降の図表に記載されている数値は、ウィスコンシン立法評議会が保険統計記録や制度運営者から得た情報を基に算出したものである。

また、今回の調査結果では、年金受給権獲得年数(年金受給権を獲得するのに必要な最低勤務年数)が5年以下となっている年金制度が73%(60件)となっている(5年が最も多い)。これは、2000年の調査時より8件増えているという。一方で、年金受給権年数を10年としている制度は2000年の25件から2004年には18件へと減少しており、受給権獲得年数は「5年以下」が主流になりつつある。

⁵ ただし最少の退職年齢に達していることが必要。多くの場合は55歳。

図表 3:各年金制度における退職年齢、早期退職者の減額率、年金保険料(従業員拠出)、雇用主拠出金、受給権獲得年数

受給権獲得 年数	10 years	10 years	5 years	8 years	Immediate	5 years	5 years	5 years	5 years	5 years	$5~\mathrm{years}$	10 years	5 years	6 years	10 years	10 years	10 years	5 years	8 years	5 years	8 years	10 years	10 years	4 years	10 years	5 years	5 years	10 years	5 years	$5~\mathrm{years}$	$5~\mathrm{years}$	10 years
雇用主拠出	5.57%	7.03%	8.77%	12%	2.7%	10%	12%	%0	8.25%	10.15%	5%	3.01%	4.2%	6.28%	10.41%	9.24%	13.95%	10.39%	10.6%	13.44%	7.82%	5.2%	17.12%	5.75%	4.38%	2.89%	10.365%	18.6%	13.8%	19.32%	8.06%	10.4%
年金保険料 (従業員拠出)	2%	2%	6.75%	8.65%	5.7%	Non-contributory	Non-contributory	%0	%9	%8	Non-contributory	%9	3% above \$6,000	Non-contributory	1.25%	2%	Non-contributory	6.23%	4%	9%	4.5%	3%	3%	3.7%	4%	2%	9.855%	7.682%	%8	7.65%	2%	5-9% +2% above \$30.000
早期退職者の減額率			6% a year	Table	Table	6% a year	Lesser of 5% for each year less than 28 years of service or 5% for each year prior to age 60	Multipiler varies	3% to 6% a year	6%; 3%; 4%	3% a year	3% a year	2.4% a year	5% a year	7% a year; max.35%	7% a year	6% a year	3% a year for 1st 5years; 5.75% a year thereafter	6% a year	6% a year	3% a year	Table	5% a year	3% a year	2.4%/7.20% a year	5%/4% a year	5% a year	Table	Multiplier varies	2.25% a year	6% a year; max. 30%	
早期退職年齢 (年齢/勤務年)	None	None	55/5	55/8	2/02	55/5; any/25	$\mathrm{Any}/25$	50/5	55/5; 50/30	50/25; 55/20; 60/5	55/10	Any/25; 55/20; 60/10	55/15; any/25	Any/6	Any/25	Any/25	55/20	55/5	55/25	55/20	55/8	50/15	50/15	55/4	55/10	55/5; any/25	2/22	50/10; any/20	60/5; any/20	Any/25	Any/25	None
通常退職年齢 (年齢/勤務年)	60/10; any/25	60/10; any/25	60/5; any/30	60/8; any/20	65; 62/10; R80	65/5; any/28; 55/35	60/5; any/28	55/5	2/09	65/5; 50/30; 55/R80	62/10; 60/25; 70/5	60/20; any/35	62/5; 60/15; any/30	62/6; any/30	60/10; any/30	60/10; any/30	62/10; 55/30	65/5; R90	60/8; R85	62/5; 60/10; 55/35	60/8; 55/35	65/10; 55/R85	65/10; 60/15; 55/R85	65; 62/20; R88	65; 62/10; R85	65/4; any/27	60/5; any/27	60/10; 55/25; any/30	60/5; 55/25; any/30	2/09	60/5; any/30	55/10; any/20
年金制度 名称	ERS	${ m TRS}$	PERS	${ m TRS}$	SRS	PERS	TRS	PERS	TRS	PERA	SERS	${ m TRS}$	$_{ m SEPP}$	FRS	ERS	${ m TRS}$	ERS	PERS	SERS	${ m TRS}$	MRF	PERF	TRF	PERS	PERS	ERS	TRS	${ m SERS}$	$ ext{TRSL}$	${ m SRS}$	SRPS	SERS
ЭМ	Alabama	Alabama	Alaska	Alaska	Arizona	Arkansas	Arkansas	California	California	Colorado	Connecticut	Connecticut	Delaware	Florida	Georgia	Georgia	Hawaii	Idaho	Illinois	Illinois	Illinois	Indiana	Indiana	Iowa	Kansas	Kentucky	Kentucky	Louisiana	Louisiana	Maine	Maryland	Massachusetts
	1	2	3	4	20	9	7	∞	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32

待																															
受給権獲得 年数	10 years	$10 \mathrm{years}$	6, 8 or 10 years	10 years	3 years	3 years	3 years	4 years	$5~\mathrm{years}$	5 years	$_{ m S}$ years	$5~\mathrm{years}$	$5~\mathrm{years}$	2 years		5 years	$5 \mathrm{years}$	10 years	$10 \mathrm{years}$	$10 \mathrm{years}$	5 years	$5~\mathrm{years}$	5 year	$5~\mathrm{years}$	$5~\mathrm{years}$	$5~\mathrm{years}$	$3 \mathrm{years}$	$3 \mathrm{years}$	$5~\mathrm{years}$	$5~\mathrm{years}$	$8 \mathrm{years}$
雇用主拠出	15%	4.3%	varies by plan	6.9%	4%	5.53%	8.37%	9.75%	9.35%	varies by plan	10.5%	%6.9	7.58%	156% of employee contribution	101% of	employee contribution+ 0.7%	10.5%	%6.3	%0	%0	16.59%	8.65%	2.9%	5.63%	5.815%	4.8%	4.12%	7.75%	9.3%	13%	10%
年金保険料 (従業員拠出)	5-9% +2% above \$30,000	Non-contributory	Varies by plan	0; 3.9%; or 3-4.3%	4%	5.1%	%9	%27. <i>L</i>	Non-contributory	0%-4%	%2 .01	%6.9	7.150%	4.3% on 1st \$19,954; 4.8% on remainder		7.25%	10.5%	%9	%E	%9	7.42%	%9'.	3%	%E	%9	%9	4%	7.75%	8.5%	10%	3% to 3.5%
早期退職者の減額率		6% a year	6% a year	6% a year	Table	Table	Table		6% a year	6% a year	Table	Table	6%; 3.6% a year	Money purchase		3% a year	4% a year	1.5%; 3%; 4%; 6.67% a year	3% a year	3% a year		2.4%/7.2% a year	6%/3% a year	6%/3% a year	3% a year	3% a year	6% a year	6% a year	Table	Table	Table
早期退職年齡 (年齡/勤務年)	None	55/15	50/25; 55/15	55/15	55/3	55/3	55/3	None	2//2	55/5	9/99	50/5; any/25	2/09			60/5; any/35	Any/5	50/10; R70/20	Any/25	Any/25	None	R75	2/22	9/99	60/5; 50/20	60/5; 50/20	55/3	55/3	55/25	60/5; 55/25	55/10
通常退職年齢 (年齢/勤務年)	$55/10;\mathrm{any}/20$	60/10; 55/30	01/09	60/10; 55/30	S.S. Normal; R90	S.S. Normal; R90	S.S. Normal; R90	60/4; any/25	62/5; 48/R80	60/5; R80 option	60/5; R80; any/30	65/any; 60/5; any/30	60/5; any/25	55		65; 55/R85	65/5; 60/10; any/30	60/any	60/any	60/any	65/5 to 60/20; any/25	65/5; any/25; 60/R75	62/5; 55/30	62/5; 55/30	65/5; 60/25; any/30	65/5; 60/20; any/30	65/any; R85	65/3; R85	65; any/30; 60/5	65; any/30	62/6; R90
年金制度 名称	TRS	$_{ m SERS}$	MERS	PSERS	MSRS	PERA	TRA	PERS	SERS	LAGERS	PSRS	PERS	$_{ m TRS}$	PERS		SPP	PERS	NHRS	PERS	TPAF	PERA	ERA	ERS	${ m TRS}$	$_{ m TSERS}$	LGERS	PERS	TFR	PERS	STRS	PERS
W	Massachusetts	Michigan	Michigan	Michigan	Minnesota	Minnesota	Minnesota	Mississippi	Missouri	Missouri	Missouri	Montana	Montana	Nebraska		Nebraska	Nevada	New Hampshire	New Jersey	New Jersey	New Mexico	New Mexico	New York	New York	North Carolina	North Carolina	North Dakota	North Dakota	Ohio	Ohio	Oklahoma
	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46		47	48	49	20	51	52	53	54	22	99	22	58		09	61	62

	M	年金制度 名称	通常退職年齢 (年齢/勤務年)	早期退職年齡 (年齡/勤務年)	早期退職者の減額率	年金保険料 (従業員拠出)	雇用主拠出	受給権獲得 年数
63	Oklahoma	${ m TRS}$	62/5; R90	55/5	Table	2%	12%	5 years
64	Oregon	PERS	65/any; 58/30	55	Actuarial reduction	%9	10.64%	5 years
65	Pennsylvania	SERS	60/3; any/35	Any/5	Table	6.25%	2.03%	5 years
99	Pennsylvania	PSERS	62; 60/30; any/35	55/25	3% a year	7.5%	2.98%	5 years
29		ERS	60/10; any/28	None		8.75% (9.5% teachers)	11.97%	10 years
89	South Carolina	$_{ m SCRS}$	65/any; any/28	60; 55/25	Table	%9	4.31%	5 years
69	South Dakota	SRS	65/3; 55/R85	55/3	3.1% a year	%9	%9	3 years
70	Tennessee	CRS	60/5; any/30	55/10; any/25	4.8% a year	Non-contributory	7.30%	5 years
71	Texas	ERS	60/5; R80	None		%9	%9	5 years
72	Texas	TRS	65/5; R80	55/5; any/30	Table	6.4%	%9	5 years
73	Texas	MRS	60/5; any/20 or 25 option		Money purchase	3, 5, 6, or 7%	3% to 14%	5 years
74	Utah	SRS	65/4; any/30	Any/25; 60/20; 62/10	3% a year; 7% for each year before age 60	Non-contributory	13.38%	4 years
75	Vermont	SRS	62/any; any/30	55/5	6% a year	3.35%	4.49%	5 years
92	Vermont	${ m TRS}$	62/any; any/30	55/5	6% a year	3.4%	7.79%	5 years
77		SRS	65/5; 50/30	50/10; 55/5	6%; 4.8% a year	2%	3.77%	5 years
78	Washington	PERS	65/5	55/20	Table	1.4%	1.18%	5 years
79	Washington	${ m TRS}$	65/5	55/20	Table	1.39%	1.70%	5 years
80		PERS	60/5; 55/R80	55/10	6% a year	4.5%	10.5%	5 years
81	West Virginia	TRS	60/5; 55/30; any/35	Any/30	Actuarial reduction	%9	22.25%	5 years
82	Wyoming	WRS	60/any; R85	50/4; any/25	5% a year	5.57%	2.68%	4 years
83	Milwaukee	City	60/amu; 55/30	55/15	Table	2.5%	0.01%	4 years
84	Milwaukee	County	60/any; R75	55/15	5% a year	Non-contributory	16.75%	5 years
85	Wisconsin	WRS	65/any; 57/30	55	Varies by amount of service	%2	2.6%	Immediate
];	+			1724				

注1:報告書では、「Table」に関する説明が記載されていないが、「減額率算定表に基づく」という意味と思われる。 注2:ネブラスカ州 (46) とテキサス州地方公共団体 (73) は確定拠出型の年金制度を採用している。 出典:ウィスコンシン州立法議会報告書 (Chart II, III) を基に作成

● 最終平均給与 (FAS)・年金算定方式・限度

図表 4 は、年金額算出の基となる最終平均給与 (FAS) と算定方式および年金額の限度を示したものである。年金額は、職種や給与額のほか、Tier (採用された、または年金に加入した時期) によって異なる。以下の表は、最も一般的な一般職員 (および教師) の層で最も早期に採用された職員を対象としたものが中心となっている。

85 件の年金制度中、ネブラスカ州(下表中の番号 46)とテキサス州地方公共団体(同 73)(いずれも確定拠出型)を除く 83 件が確定給付型で6、これらの年金額は基本的に、「勤務年数×一定の割合(%)×最終平均給与(Final Average Salary: FAS)」によって決まる。

FAS は、勤務中のある一定期間の最高給与額の平均である(通常は退職直前の給与が最も高い)。最も一般的な FAS は 3 年間の平均給与で、これは「連続 3 年」の場合もあれば、「過去 10 年間で最高給与額の 3 年」という場合もある。以下の図表で、「3H/10」(同 1: アラバマ州)は、「過去 10 年間で最高給与額の 3 年」を意味する。「5HC」(同 3: アラスカ州)は「連続 5 年の最高給与額の平均」、「3H」(同 4: アラスカ州)は「最高給与額の 3 年の平均」となる。こうした FAS に一定の上限(cap)を設けているところもある。

算定方式に関しては、ソーシャル・セキュリティ・プログラムが併用されていない地方公務員 年金制度では比較的高い割合が設定されている(ソーシャル・セキュリティ給付分を埋め合わ せる目的から)。

さらに、給付される年金額に限度を設定しているところもあり、こうしたところでは FAS に対する比率で決定されているところが多い。

図表 4: 各年金制度における FAS、算定方式、限度

	州	年金制度 名称	FAS	年金額の算定方式	限度
1	Alabama	ERS	3 H/10	2.0125%	None
2	Alabama	TRS	3 H/10	2.0125%	None
3	Alaska	PERS	5 HC	2% (1st 10 yrs.); 2.25% (2nd 10yrs.); 2.5% (added yrs.)	None
4	Alaska	TRS	3 H	2% (1st 20 yrs.); 2.5% (added yrs.)	None
5	Arizona	SRS	3 HC/10	2.1% (1st 20 yrs.); 2.15% (next 5 yrs.); 2.2% (next 5 yrs.); 2.3% over 30	None
6	Arkansas	PERS	3 H	1.72% + 0.33% x yrs. to age 62	None
7	Arkansas	TRS	3 H	1.39%	None
8	California	PERS	1 H	2% at 55; 2.5% at 63 or older	65 yrs. max.
9	California	TRS	1 H	2% at 60; 2.4% at 63	100% FAS
10	Colorado	PERA	3 H	2.5%	100% FAS
11	Connecticut	SERS	3 H (cap)	1.33% + 0.5% over \$38,600; 1.625% yrs. over 35	None
12	Connecticut	TRS	3 H	2%	75% FAS
13	Delaware	SEPP	3 H	1.85%	None
14	Florida	FRS	5 H	1.6%	100% FAS
15	Georgia	ERS	2 HC	2.0%	90% high yr.

⁶ アラスカ州議会は 2005 年、州の地方公務員年金制度を確定拠出型へ移行することを決定している。

11

	州	年金制度 名称	FAS	年金額の算定方式	限度
16	Georgia	TRS	2 HC (cap)	2%	40yrs. max.
17	Hawaii	ERS	3 H	1.25%	None
18	Idaho	PERS	3 1/2 HC	2%	100% FAS
19	Illinois	SERS	4 HC/10 (cap)	1.67%	75% FAS
20	Illinois	TRS	4 HC/10 (cap)	2.2%	75% FAS
21	Illinois	MRF	4 HC/10 + (cap)	1.67% (1st 15 yrs.); 2% (added yrs.)	75% FAS
22	Indiana	PERF	5 H	1.1% + money purchase annuity	None
23	Indiana	TRF	5 H	1.1% + money purchase annuity	None
24	Iowa	PERS	3 H	2% (1st 30 yrs.); 1% (next 5 yrs.)	65% FAS
25	Kansas	PERS	3 H	1.75%	None
26	Kentucky	ERS	5 H	1.97%	None
27	Kentucky	TRS	3 H	2.5%	100% FAS
28	Louisiana	SERS	3 HC +	2.5%	100% FAS
29	Louisiana	TRSL	3 HC + (cap)	2.5%	100% FAS
30	Maine	SRS	3 H (cap)	2%	None
31	Maryland	SRPS	3 HC	1.8%	100% FAS
32	Massachusetts	SERS	3 HC	0.5%-2.5% (age-related)	80% FAS
33	Massachusetts	TRS	3 HC	0.1%-2.5% (age-related) + 2% for each yr. over 24	80% FAS
34	Michigan	SERS	3 HC	1.5%	None
35	Michigan	MERS	5/3 HC	1.3% to 2.5% (employer option)	80% FAS for multipliers over 2.25%
36	Michigan	PSERS	5/3 HC	1.5%	None
37	Minnesota	MSRS	5 HC	1.7%	None
38	Minnesota	PERA	5 HC	1.7%	100% FAS
39	Minnesota	TRA	5 HC	1.7%	100% FAS
40	Mississippi	PERS	4 HC (cap)	2% (1st 25 yrs.); 2.5% (added yrs.)	100% FAS
41	Missouri	SERS	3 HC	1.7% (and 0.8% to age 62 if R80 met)	None
42	Missouri	LAGERS	5/3 HC	1%-2% (employer option)	None
43	Missouri	PSRS	3 HC	2.5%; 2.55% with 31 or more yrs. service	100% FAS
44	Montana	PERS	3 HC	1.785%; 2% with at least 25 yrs. of service	None
45	Montana	TRS	3 HC	2%	None
46	Nebraska	SERS		Money purchase	None
	Nebraska	SPP	3 HC	2%	None
48	Nevada	PERS	3 HC	2.67% for credit after 7/1/01	75% FAS
49	New Hampshire	NHRS	3 H (cap)	1.67% to 65; 1.515% after 65	None
50	New Jersey	PERS	3 H	1.82%	None
51	New Jersey	TPHF	3 H	1.82%	None
52	New Mexico	PERS	3 HC	3%	80% FAS
53	New Mexico	ERA	5 HC	2.35%	None
54	New York	ERS	3 HC (cap)	1.67% (under 20 yrs.); 2% (over 20 yrs.); 3.5% (over 30 yrs.)	None
55	New York	TRS	3 HC (cap)	2%	None
56	North Carolina	TSERS	4 HC	1.82%	None
57	North Carolina	LGERS	4 HC	1.85%	None
58	North Dakota	PERS	3 H/10	2%	None
	J. J. Z anova	1		<u> =:=</u>	0110

	州	年金制度 名称	FAS	年金額の算定方式	限度
59	North Dakota	TFR	3 H	2%	None
60	Ohio	PERS	3 H	2.2% (1st 30 yrs.); 2.5% (added yrs.)	100% FAS
61	Ohio	STRS	3 H	2.2% (1st 30 yrs.); 2.5% (added yrs.)	100% FAS
62	Oklahoma	PERS	3 H/10	2%	None
63	Oklahoma	TRS	5 HC	2%	None
64	Oregon	PERS	3 H	1.5% + money purchase annuity	None
65	Pennsylvania	SERS	3 H	2.5%	100% high yr.
66	Pennsylvania	PSERS	3 H	2.5%	None
67	Rhode Island	ERS	3 HC	1.7% (1st 10 yrs.); 1.9% (2nd 10 yrs.); 3% (21-34 yrs.); 2% (35+)	80% FAS
68	South Carolina	SCRS	3 HC	1.82%	None
69	South Dakota	SRS	3 HC/10	1.625% (service before 7/1/02); 1.55% service after 7/1/02	None
70	Tennessee	CRS	$5~\mathrm{HC}$	1.5% + 0.25% FAS over SSIL	94.5% FAS
71	Texas	ERS	3 H	2.3%	100% FAS
72	Texas	TRS	3 H	2.3%	None
73	Texas	MRS		Moneypurchase option	None
74	Utah	SRS	3 H	2%	None
75	Vermont	SRS	3 HC	1.67%	50% FAS
76	Vermont	TRS	3 HC	1.67%	50% FAS
77	Virginia	SRS	3 HC	1.7%	100% FAS
78	Washington	PERS	$5~\mathrm{HC}$	2%	None
79	Washington	TRS	5 HC	2%	None
80	West Virginia	PERS	3 HC/10	2%	None
81	West Virginia	TRS	5 H/15	2%	None
82	Wyoming	WRS	3 HC	2.125% (1st 15 yrs.); 2.25% (added yrs.)	None
83	Milwaukee	City	3 H	2%	70% FAS
84	Milwaukee	County	5 HC	2%	80% FAS
85	Wisconsin	WRS	3 H	1.6%	70% FAS

注:カリフォルニア州 PERS (表中の番号:8) やジョージア州 TRS (同:16) の yrs. max とは、

年金額算定方式に適用される勤務年数の上限数を示したもの。

出典:ウィスコンシン州立法議会報告書(Chart IV)を基に作成

1.3 警察・消防職員を対象とした年金制度

州政府や地方公共団体による地方公務員年金制度において、警察官や消防士、教師などを一般事務職員と分けているところは多い。この方式には、これらの職種のみを対象とした年金制度が設けられている場合と、一般事務職員を対象とした年金制度の枠組みの中で、職種に応じて設定された内容が適用される場合がある。警察官や消防士は、通常退職年齢(年金を満額受給するための最低退職年齢)が一般事務職員よりも若く設定されている場合が多い(これらの職業はある程度の体力と若さを必要とするため)7。

_

⁷ "Fundamentals of Employee Benefit Programs" Employee Benefit Research Institute (EBRI) Chapter 39: The Public Sector Environment.

http://www.ebri.org/pdf/publications/books/fundamentals/Fnd05.Prt05.Chp39.pdf p.6 Chapter 42: Defined Benefit Pension Plans in the Public Sector. Published 2005 http://www.ebri.org/pdf/publications/books/fundamentals/Fnd05.Prt05.Chp42.pdf p.45

2 健康保険制度

2.1 一般職員を対象とした健康保険制度

福利厚生や報酬、人事などのコンサルタントを行うシーガル(Segal)社が 2003 年に発表した 調査結果「州政府による地方公務員および退職者のための健康保険制度に関する調査(2003 Segal State Health Benefit Survey: Medical Benefits for Employees and Retirees)」(以下、「2003 年健康保険制度調査」)8によれば、アンケート調査に回答した 34 州のうち 66%が、給与に次いで最も重要な報酬(compensation)として健康保険制度を挙げている。

図表 5:総合的な報酬 (total compensation) における各要素の重要度

	1位	2 位	3位	4位	5位	6位
給与	88%	13%				
健康保険制度	13%	66%	16%	6%		
年金制度		19%	63%	19%		
有給休暇		3%	22%	72%	3%	
生命保険				3%	50%	47%
障害年金					47%	53%

注: アンケートに回答した州政府は、各順位における重要度を「1 (重要度が最も高い)」 \sim 「6 (重要度が最も低い)」で示した。

出典:「2003年健康保険制度調査」(p.1)

以下では、シーガル社による「2003 年健康保険制度調査」を基に、米国の各州における地方公務員向け健康保険制度について記述する9。

● 保険プランの種類と加入状況

地方公務員を対象とした健康保険プランの主な種類としては、①Indemnity、②PPO (Preferred Provider Organization)、③POS (Point-of-Service)、④HMO (Health Maintenance Organization) がある。それぞれの内容は以下の通りである。

図表 6:健康保険プランとその内容

Indemnity	米国で古くから存在するプラン。治療費用から自己負担となる免責額
	(deductible)を除いた金額に対して、一定の割合が保険会社から還付される。
	医師や病院の選定には制限がなく、加入者は医師や病院を自由に選べる。ただし
	保険料は他のプランと比べると割高。
PPO	基本的にはどの医師や病院でも利用できる。保険会社と提携しているネットワー
	ク内の医師や病院を利用した場合、自己負担が軽減される。ネットワーク以外の

8 "2003 Segal State Health Benefit Survey: Medical Benefits for Employees and Retirees" Segal http://www.segalco.com/publications/surveysandstudies/2003statesurvey_medicalbenefits.pdf シーガル社では、同調査を毎年行っているが、州別の状況が詳しく記述された調査報告書の最新版は 2003 年版(内容は 2002 年の状況を反映したもの)のため、同版を利用する。

-	
	医師や病院を利用した場合は、自己負担が増える。
HMO	地域主体の医療サービス・システム。医療ネットワーク内から自分のホームドク
	ターを選ぶ必要があり、その他の医師や病院(ネットワーク内に限る)を利用す
	る場合、ホームドクターの紹介状が必要。加入者は一定の保険料を支払えば、追
	加で医療費を支払う必要はほとんどない。
POS	HMO と PPO を組み合わせた比較的新しいプラン。基本的に医師や病院を自由に
	選べる。ネットワーク内の医師や病院を利用する場合、ホームドクター(ネット
	ワーク内から選ぶ)の事前承認が必要。ネットワーク以外の医師や病院を利用す
	る場合の補償内容は PPO に似ている。

出典:「米国医療保険事情と概略」シカゴ日本商工会議所10及び CLAIR 刊行物11を基に作成

米国にある 50 の州政府で職員を対象とした健康保険制度が提供されているほか、インディアナ州とネブラスカ州を除く全ての州政府が、メディケア (65 歳以上の高齢者を対象とした連邦健康保険制度) の対象となる退職者にも健康保険制度を提供している。インディアナ州とネブラスカ州の場合、65 歳未満の退職者には健康保険制度を提供しているが、メディケアの受給権が発生する 65 歳に達すると、州政府としての健康保険制度は打ち切りとなる12。

図表 7 は、各州政府による保険プランの種類とその加入者の割合を示したものであるが、これによれば、米国全体では、PPO(現役職員の加入率が 33%)と HMO(同 32%)の加入者が多い。また、中西部と西部では HMO 加入者の割合 (約60%)、南部では PPO 加入者の割合 (38%)が高い一方、北東部では分散している。さらに、西部ではいわゆる「マネージド・ケア」 (PPO、HMO、POS) が全体の 95%を占めており、Indemnity の割合が他地域に比べて非常に低い。しかし、シーガル社の報告書ではこうした地域的特長の理由については記述されていない。

● 保険料と負担率

また、図表 8 は、各州の代表的な健康保険プランにおける保険料と従業員および州政府の保険料負担率を示したものである(加入者本人のみの場合と扶養家族がある場合)。これによれば、加入者本人のみの場合の平均保険料は月額 308 ドルで、州政府が 90%を、加入者が 10%を負担している。さらに、12 の州では加入者の負担がゼロ(州政府が全額負担)となっている。保険プランの対象が加入者および扶養家族の場合、平均保険料は月額 768 ドルで、州政府が 78%を、加入者が 22%を負担している。ニュージャージー、ノースダコタ、オレゴン、サウスカロライナ、ウィスコンシンの各州では扶養家族がいる場合でも、州政府が 100%負担している。地域別では、保険料が最も高いのは北東部で、最も低いのは、加入者本人のみの場合は南部、加入者および扶養家族の場合は西部となっている。

http://www.jccc-chi.org/life/medical_insurance.html

15

^{10 「}米国医療保険事情と概略」シカゴ日本商工会議所

^{11 「}医療の質か効率化。問われるマネージド・ケア」CLAIR 海外事務所だより。

http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/jimusyo/111NY/INDEX.HTM

 $^{^{\}rm 12}$ "State Government Retiree Health Benefits: Current Status and Potential Impact of New Accounting Standards" AARP Public Policy Institute

http://assets.aarp.org/rgcenter/health/2004 08 benefits.pdf p.3

図表 7:州政府による健康保険プランと加入者の割合

	HMO	I	I	14%	I	10%	14%	%9	I	I	11%	I	I	I	14%	I	44%	I	10%	I	I	11%	2%	I	19%	I	I
	POS	I	%98	I	I	16%	ı	1	I	%6	%9	ı	ı	I	I	I	23%	I	23%	I	I	I	%0	ı	25%	I	1
退職者	PPO	ı	I	2%	I	I	%98	3%	I	1%	28%	100%	I	I	%98	I	33%	I	%29	100%	I	%68	I	I	I	I	I
	Indem- nity	I	64%	%28	I	74%	I	91%	I	91%	25%	I	I	I	I	I	I	I	I	I	100%	I	%86	I	25%	100%	I
	加入者数 合計	ı	8,500	57,663	ı	109,669	107,249	54,373	I	2,800	100%	14,051	I	I	27,729	I	27,248	I	29,402	15,206	91,007	41,400	55,871	I	56,712	24,287	ı
	НМО	I		22%	I	78%	24%	26%	I	I	28%	I	I	I	39%	31%	54%	I	19%	I	I	31%	10%	30%	17%	%9	I
	POS	I	100%	I	I	48%	I	14%	I	72%	24%	I	1	I	I	I	14%	I	41%	I	I	I	%2	21%	85%	94%	I
現役職員	PPO	I	I	18%	I	J	%92	10%	I	1%	%97	100%	I	ı	61%	21%	33%	I	40%	100%	I	%69	I	%02	I	I	I
	Indem- nity	I	I	28%	I	78%	I	%09	I	27%	22%	I	I	I	I	12%	I	I	I	I	100%	I	%98	I	%0	I	I
	加入者数合計	1	15,200	82,948	1	234,154	174,571	86,852	1	6,827	100%	35,811	I	1	139,215	235,600	108,473	I	70,328	116,519	168,324	104,000	180,662	137,972	137,227	92,952	I
	NY	コネチカット	メイン	マサチューセッツ	ーキペルペいーエニ	ージーキジーエニ	ケーヨーク	ペンシルバニア	ロードアイランド	ベーキント	北東部全体 (%)	アラバマ	アーカンソー	デラウェア	フロリダ	ジョージア	ケンタッキー	ルイジアナ	メリーランド	ミシンシア	ノースカロライナ	オクラホマ	サウスカロライナ	テネシー	テキサス	メージニア	ウェストバージニア
					:	-	水恕	i											≖	売							

五 五 Tudem- Tudem-
PPO
38%
_
-
18%
21%
I
_
3%
62%
I
72%
ı
I
20%
I
ı
18%
48%
I
I
_
I
-
%28
%09
I
100%

				現役職員					退職者		
MA		加入者数合計	Indem- nity	PPO	POS	НМО	加入者数 合計	Indem- nity	PPO	SOd	НМО
全米合計	37	2,895,621					875,167				
全米合計 (%)	(0	100%	19%	33%	16%	32%	19% $33%$ $16%$ $32%$ $100%$ $50%$ $29%$ $6%$ $15%$	%09	36	%9	15%
注:本表ではシーガル社のアンケー	ーガル社	のアンケー	トに回答し	た 34 州のラ	ニータのみを	を取り上げて	[-] 。といこ	はアンケー	トにおいて	回答が得ら	れなかっ
たことを示す。											
出典:「2003年健康保險制度調查	建康保險	_	(p.3)								

図表 8:保険料と負担率

			ţ.	加入者 (現役職員)	職員)のみ			加入者および扶養家族	び扶養家族	
	Νý	保険プラン	月額保険料	加入者負担	州負担	州の 負担率	月額保険料	加入者負担	州負担	州の 負担率
	コネチカット	-	-	1	1		1	1	-	_
	メイン	$_{ m FOS}$	\$456	80	\$456	100%	\$1,132	\$263	\$870	77%
	マサチューセッツ	Indemnity	\$488	\$93	\$396	81%	\$1,103	\$210	\$893	81%
=	ニューハンプシャー	1	_	_		_	_		_	_
##	ージーキジーェニ	$_{ m FOS}$	\$255	\$0	\$255	100%	\$662	80	\$662	100%
米 控	ニューヨーク	PPO	888\$	\$34	\$305	90%	\$765	\$141	\$625	82%
ì	ペンシアバニア	ı	-	1	1	-	1	1	1	1
	ロードアイランド	ı	-	1	1	-	1	1	1	1
	バーモント	FOS	298\$	\$73	\$292	80%	\$1,005	\$201	\$804	%08
	北東部平均		\$381	\$40	\$341	90%	\$933	\$163	\$771	83%
	アラバマ	PPO	\$246	80	\$246	100%	\$620	\$164	\$456	74%
	アーカンソー	-	_	_	_		-		_	_
	デラウェア	1	_	_		_	_		_	_
	フロリダ	PPO	\$291	\$42	\$249	86%	8660	\$151	\$209	77%
	ジョージア	PPO	\$305	\$49	\$255	84%	\$565	\$151	\$415	73%
	ケンタッキー	HMO	\$331	\$62	\$269	81%	\$828	\$558	\$269	33%
	ルイジアナ	-	_	_	_	_	-	1	_	_
+	メリーランド	PPO	\$316	\$63	\$253	80%	\$791	\$158	\$633	80%
田村	ミシシッピ	PPO	\$219	\$0	\$219	100%	\$575	\$356	\$219	38%
<u>2</u> II	ノースカロライナ	Indemnity	\$244	\$0	\$244	100%	\$610	\$365	\$244	40%
	オクラホマ	Indemnity	\$268	\$0	\$268	100%	\$663	\$197	\$467	70%
	サウスカロライナ	Indemnity	\$257	\$50	\$207	80%	\$815	\$0	\$815	100%
	テネシー	PPO	\$369	\$74	\$295	80%	\$922	\$184	\$737	80%
	テキサス	POS	\$307	\$0	\$307	100%	\$895	\$294	\$601	67%
	バージニア	POS	\$295	\$21	\$274	93%	\$797	\$240	\$557	70%
	ウェストバージニア	Ι	I	I	I		I	1	I	
	南部平均		\$287	\$30	\$257	%06	\$728	\$235	\$494	68%

			Ψ.	加入者 (現役職員)	職員)のみ			加入者および扶養家族	び扶養家族	
		₹2 □7		11.			Ī	1 1 1		(H)
	NA	米) プラン	月額 保険料	加入者 負担	州負担	州の 負担率	月額 保険料	加入者 負担	州負担	州の 負担率
	1111	1	1	1	1		1	1	1	_
	インディアナ	1	1	1	1	1	1	I	1	-
	アイオワ	Indemnity	\$400	0\$	\$400	100%	LE6 \$	\$243	\$694	74%
	カンザス	PPO	\$274	\$16	\$258	94%	191\$	\$337	\$430	56%
	ミシガン	Indemnity	\$265	\$13	\$252	95%	\$731	\$37	\$69\$	%26
-	ミネソタ	HMO	\$304	0\$	\$304	100%	\$894	829	\$835	93%
国	ミズーリ	HMO	\$278	\$15	\$263	95%	\$832	\$179	\$653	%82
語	ネブラスカ	PPO	\$295	\$62	\$233	%62	\$1,047	\$220	\$827	%62
	ノースダコタ	Indemnity	\$190	0\$	\$190	100%	\$470	0\$	\$470	100%
	オハイオ	PPO	\$286	\$29	\$257	%06	982\$	828	\$708	%06
	サウスダコタ	1	_	_	1	_	-	_	_	1
	ウィスコンシン	HMO	\$346	0\$	\$346	100%	828\$	0\$	\$828	100%
	中西部平均		\$293	\$15	\$278	95%	\$814	\$128	\$685	84%
	アラスカ	I	l	1	I	I	I	I	1	I
	アリゾナ	1	-	_	1	_	_	-	_	1
	カリフォルニア	HMO	\$259	\$34	\$225	87%	\$674	888	\$585	87%
	コロラド	PPO	\$224	828	\$148	%99	882\$	\$272	\$311	53%
	ハワイ	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	アイダホ	Indemnity	\$398	88	\$389	%86	\$446	\$56	\$389	87%
囯	モンタナ	1	1	1	1		-	_	_	_
部	ネバダ	1	1	-	1	_	_	_	_	_
	ニューメキシコ	HMO	\$234	\$82	\$152	65%	\$644	\$225	\$418	65%
	オレゴン	Odd	\$446	0\$	\$446	100%	\$694	0\$	\$694	100%
	二夕	PPO	\$270	\$19	\$251	93%	\$744	\$52	\$692	93%
	ワシントン	1	1	1	1	1	1	1	1	_
	ワイオミング	PPO	\$358	\$29	\$299	83%	\$829	\$131	\$697	84%
	西部平均		\$313	\$40	\$273	87%	\$659	\$118	\$541	82%
	全米平均		\$308	\$30	\$279	%06	892\$	\$170	\$598	%82
¥	は・木まではシーガル社のア、	\	ケートに回答」を	一川の別では	ータのひな形の	アントボー ロ	ス [- オアンケ		ートアない ア 回 校 が 領 に な な か が 、	ほこか たかり

注:本表ではシーガル社のアンケートに回答した 33 州のデータのみを取り上げている。「-」はアンケートにおいて回答が得られなかったことを示す。 出典:「2003 年健康保険制度調査」(p.5)

第2章 ニューヨーク州政府職員における年金制度及び健康保険制度

1 年金制度

1.1 概要

ニューヨーク州職員年金制度(New York State Employees' Retirement System: ERS)が州議会によって設置されたのは 1921 年で、その後、州内の地方公共団体が次々と ERS に参加し、現在、ERS に参加している雇用主 (州および地方公共団体)の数は 3,100 を超えている。一方、1966 年には、ニューヨーク州警察・消防職員年金制度(New York State Police and Fire Retirement System: PFRS)が制定され、ERS に加入していた警察・消防職員は PFRS へ移行した。その後、地方公共団体が幅広く参加するようになったことから、ERS と PFRS は、「ニューヨーク州および地方公共団体年金制度(New York State and Local Retirement System)」というより大きな枠組みで呼称されるようになっており、現在は、州会計監査官局(Office of the State Comptroller)の一部門として運営管理されている。

現在、ERS の現役加入者は約61 万5,000 人、PFRS の現役加入者は約3 万6,000 人で、年金 受給者は両制度をあわせて約31 万人となっている13。

1.2 一般職員を対象とした年金制度 (ERS)

ニューヨーク州および地方公共団体における一般職員の年金制度(ERS)の加入者は、まず、加入の時期によって Tier が決まる。この Tier と、主に勤務年数に基づいて決まるサービス・クレジット、最終平均給与(Final Average Salary: FAS)、年金プランによって、退職後の年金給付額が決まる。また、年金を満額受給できる通常退職年齢が決められており、これより早く退職した場合は一定の減額率が適用される。以下では、これらの具体的な内容および保険料について説明していく14。

Tier

Tier は、原則的に、ERS に加入した時期によって以下のように決められている。

図表 9: ERS の加入時期と Tier

ERS 加入時期	Tier
1973年6月30日まで	Tier 1
1973年7月1日~1976年7月26日	Tier 2
1976年7月27日~1983年8月31日	Tier 3
1983年9月1日~	Tier 4

出典: ERS 資料¹ (p.8) を基に作成

^{13 &}quot;Employer's Guide" New York State and Local Retirement System. June 2004. http://www.osc.state.ny.us/retire/employers/emplguide-04.pdf (以下「Employer's Guide」)p.1-2 14 ニューヨーク州の地方公務員を対象とした年金制度には、ここで取り上げる確定給付型年金のほかに、任意の年金制度として確定拠出型年金(New York State Deferred Compensation Plan)がある。http://nrsretire.nrsservicecenter.com/nrs/?Site=NYSDCP

● サービス・クレジットと受給権

Tier 2、3、4の加入者は、1日6時間、1週間に30時間の勤務が最低限の標準勤務時間として定められている(Tier 1の加入者の標準勤務時間についてのみ雇用主が設定する)。一般的に、年間260日以上勤務した場合、「フルタイム・サービス」として認められ、加入者に1年間のサービス・クレジットが与えられる。一定の条件の下、勤務中に使用しなかった病欠や無給の病欠、ERS以前に加入していた地方公務員年金制度のサービス・クレジットや兵役期間などをサービス・クレジットに加算することもできる。年金の受給権を得るには、最低5年のサービス・クレジットが必要である。

● 最終平均給与(FAS)

勤務中、給与が最も高かった連続 36 ヶ月間(3 年間)の平均給与が FAS となる。Tier 1 の加入者のうち 1971 年 6 月 16 日までに加入した者には FAS の上限はないが、同年 6 月 17 日以降に加入した者には、Tier に応じて一定の上限が設定されている。

● 保険料

Tier 3 および 4 の加入者は、報酬 (給与)の 3%を 10 年間納付することが義務付けられている。一方、Tier 1 および 2 の加入者は、保険料の納付が義務付けられている年金プランの場合や任意の保険料拠出(voluntary contribution)を選択した場合、保険料を納付する。Tier 1 および 2 の加入者が納付した保険料は、金利とともにアニュイティとして(年金プランの算定方式に基づく年金に加え)給付される(Tier 3 および 4 の加入者は算定方式に基づく年金額のみ給付) 15。

● 年金プラン

ERS の年金プランは Tier ごとに分類される。主なプランについては図表 10 を参照のこと 16 。これから ERS に加入する職員は Tier 4 となり (correction officer と security hospital treatment assistant を除く)、Article 15 が基本的な年金プランとなる。

¹⁵ "Employer's Guide" p.53-54

¹⁶ ここで紹介した基本的な年金プランに加え、特別プランもある。

図表 10:ニューヨーク州 ERS の主な年金プラン

外茶	Tier	年令算定方式および概要	(項
New Career Plan Section 75-h(州) Section 75-i(地方)	1, 2	 → 退職時に 20 年以上のサービス・クレジット(以下、SC)がある場合、FASに SC を乗算した数の 50 分の 1 (2%)が年金として給付される → 原則的に、年金額は FAS の 75%が上限(SC が 37.5年以上ある場合)。 	①Tier 1 の者が 55 歳で退職し、SC が 28 年、FAS=\$31,400 の場合。 28×\$31,400÷50=\$17,584 (年) \$1,465 (月)
		Tier 2 の加入者で、SC が 30 年未満の者が 62 歳未満で退職した場合、年金額は減額される。	②Tier 2 の者が 55 歳で退職し、SC が 28 年、FAS=\$31,400 の場合。 28×\$31,400÷50=\$17,584 -4,747 (減額) \$ 12,837 (年) \$1,069 (月)
Career Plan Section 75-f(州) Section 75-g(地方)	1, 2	 SC が 25 年以上ある場合、FAS に 25 を乗算した数の50 分の1 (2%) と、25 を超える数に FAS を乗算した数の60 分の1 (1.66%) が年金として給付される。 Tier 2 の加入者で SC が 30 年未満の者が62 歳未満で退職した場合、年金額は減額される。 	①Tier 1 の者が 55 歳で退職し、SC が 29 年、FAS=\$35,000 の場合。 25×\$35,000÷50= \$17,500 4×\$35,000÷60= +2,333 \$19,833 (年) \$1,652 (月)
			②Tier 2 の者が 55 歳で退職し、SC が 29 年、FAS=\$35,000 の場合。 25×\$35,000÷50=\$17,500 4×\$35,000÷60= +2.333 \$19,833 -5.355 (減額) \$14,478 (年) \$1,206 (月)
Non-Contributory Plan with Guaranteed Benefits Section 75-d(州) Section 75-e(地方)	1, 2	 FAS に SC を乗算した数の 60 分の 1% (1.66%) が 年金として給付される。 Tier 2 の加入者で SC が 30 年未満の者が 62 歳未満 で退職した場合、年金額は減額される。 	①Tier 1 の者が 55 歳(または Tier 2 の者が 62 歳)で退職し、SC が 17 年、FAS= \$ 35,000 の場合。 17×\$35,000÷60=\$9,916(年) \$826(月)

名赘	Tier	年金算定方式および概要	例
Basic Plan		● 55 歳プランと 60 歳プランがある。55 歳プランの場	①Tier 1の者が55歳で退職し、prior
Section 70, 71-a		合、prior service (雇用主が ERS に参加する前の勤	service が 5 年、SC が 25 年、FAS=
		務年数) の年数に FAS を乗算した数の 60 分の 1	\$35,000 の場合 (55 歳プラン)。
		(1.66%。60歳プランの場合は1.43%) と、SC に	$5 \times \$35,000 \div 60 = \$2,916$
		FAS を乗算した数の120分の1 (0.83%。60 歳プラ	$25 \times \$35,000 \div 120 = +7,291$
		ンの場合は0.71%)が年金として給付される。	\$10,207 (年)
			\$850 (月)
Article 15	3, 4	● SC が 20 年未満で退職した場合、SC に FAS を乗算	①Tier 3 (または4) の者が62歳で
※Tier 3の加入者には、別		した数の60分の1(1.66%)が年金として給付され	退職し、SC が 17 年、FAS= \$ 35,000
た Article 14 というプラン		ಌ	の場合。
があり、14か15のいずれ		SCが20~30年の場合、SCにFASを乗算した数の	$17 \times \$35,000 \div 60 = \$9,916 \ (#)$
かを選べる。ほとんどの場		50分の1 (2%) が年金として支給される。	(月) \$856 (月)
合、Article 15の方が給付		SCが30年を超える場合、その超過分のSC年数に	②Tier 3 (または4) の者が55歳で
金額が大きいため、15 が選		FAS を乗算した数の 200 分の 3 (1.5%) が加算され	退職し、SC が 32 年、FAS= \$ 35,000
択されている。		ಌ	の場合。
		● SC が30年未満の者が62歳未満で退職した場合、	$30 \times \$35,000 \div 50 = \$21,000$
		年金額は減額される。	$2 \times \$35,000 \times 3/200 = +1,050$
			\$22,050 (年)
			\$1,837 (月)

注 2: Tier 1・2 の加入者は、所定の年金額に加え、納付した保険料およびそれに伴う金利をアニュイティとして受け取ることができる。 注 3: 原則的に正規職員は雇用主が参加している年金プランへの加入を義務付けられる。複数の選択肢(プラン)がある場合は、加入者が任意で 注 1: Section や Article は、ニューヨーク州退職およびソーシャル・セキュリティ法(Retirement and Social Security)における条項を指す。 選択できる。

出典:ERS 資料 (p.20-24)、「employer's guide」(p.164)、ニューヨーク州ウェブサイト17を基に作成

17 http://www.osc.state.ny.us/retire/pamphlts.htm#generalboth

● 通常退職年齢と早期退職した場合の減額率

Tier 1 の加入者が年金を満額受給できる通常退職年齢は 55 歳、Tier 2、3、4 の加入者の通常 退職年齢は 62 歳となっている。Tier 2、3、4 の加入者は、サービス・クレジットが 30 年以上 あれば 55 歳で通常退職できるが、30 年未満の場合、年齢に応じて一定の割合で年金支給額が 減額される。この減額は生涯を通じて適用される。減額率は以下の通りである。

図表 11:ニューヨーク州 ERS の退職時年齢による年金減額率

退職時の年齢	減額率	退職時の年齢	減額率
55	27%	59	15%
56	24%	60	12%
57	21%	61	6%
58	18%	62	0%

出典: ERS 資料 (p.25) を基に作成

● 年金受給のオプション

年金の受給方法には、以下のようなオプションがある。

図表 12:年金受給のオプション

オプション	概要	適用
Single Life Allowance	満額の年金額を受給する。加入者の死亡とともに給付	全 Tier
	は終了する。	
Cash Refund-	加入者が死亡した場合、残金となっている保険料が受	Tier 1, 2
Contributions	取人へ全額給付される。	
Cash Refund-Initial	加入者が死亡した時点で、初期価値 (initial value:退職	Tier 1
Value	時に算出される総額年金額)の残金が受取人へ全額給	
	付される。毎月の年金額は減額される。	
Joint Allowance- Full	減額された年金額が給付される。加入者の死後も、同	全 Tier
	額の年金額が受取人へ生涯給付される。	
Joint Allowance- Half	減額された年金額が給付される。加入者の死後、半額	Tier 1, 2
	の年金額が受取人へ生涯給付される。	
Joint Allowance	減額された年金額が給付される。加入者の死後、一定	Tier 3、4
Partial	割合(25%、50%、75%)で減額された金額が受取人	
	へ生涯給付される。	
Five Year Certain	減額された年金額が給付される。加入者が保険を受給	全 Tier
	する期間が5年に限定され、5年以内に加入者が死亡し	
	た場合、同額の年金が受取人へ給付される。加入者が5	
	年以上生存した場合、同額の年金給付が継続されるが、	
	加入者の死亡とともに給付は終了する。	
Ten Year Certain	上記と同じで期間は10年。	全 Tier

オプション	概要	適用
Pop-Up/Joint	減額された年金額が給付される。加入者の死亡後、受	全 Tier
Allowance- Full	取人に同額の年金が生涯給付される。受取人が加入者	
	よりも早く死亡した場合、加入者の年金受給額は	
	Single Life Allwance に増額される。	
Pop-Up/Joint	上記と同じで、加入者の死亡後、受取人が受給する年	全 Tier
Allowance- Half	金額は半額となる。	

出典:ニューヨーク州ウェブサイト18を基に作成

● 障害年金(disability retirement)

加入者が身体的または精神的に業務することが不可能になった場合、障害年金を申請することができる。障害年金には、業務が障害の直接的原因ではない障害に対して給付される ordinary 障害年金と、業務が直接的原因である障害に対して給付される accidental 障害年金がある。

ordinary 障害年金(少なくとも 10 年のサービス・クレジットが必要)の申請が認められた場合、Tierに応じて以下のいずれか高い方が年金額となる。

図表 13: ERS の ordinary 障害年金

Tier 1, 2	•	サービス・クレジット年数×FAS×60 分の 1(1.66%)
	•	(サービス・クレジットの年数× $FAS \times 60$ 分の 1) + $(60$ 歳までに蓄積さ
		れたであろうサービス・クレジット年数×FAS×60分の1) ※ただしFAS
		の 3 分の 1 が上限
Tier 3, 4	•	FAS の 3 分の 1
	•	サービス・クレジット年数×FAS×2% ※ただし最高 30 年まで

注: Tier 1 および 2 の加入者はアニュイティが給付される(該当する場合)。

出典:「Employer's Guide」(p.190~193) を基に作成

一方、業務中に発生した障害により勤務が不可能となった場合は、サービス・クレジットの年数にかかわらず、accidental 障害年金が給付される。accidental 障害年金の申請が認められた場合、Tier 1 および 2 の加入者には FAS の 75%とアニュイティが、Tier 3 および 4 の加入者には 65 歳までに蓄積されたであろうサービス・クレジットの年数に FAS を乗算した数の 2%が年金として給付される。

● 遺族給付金 (death benefit)

加入者(現役職員)が、在職中に何らかの理由により死亡した場合、遺族給付金が給付される。 遺族給付金には、業務が死亡の直接的理由ではない場合に給付される ordinary 遺族給付金(一 時金)と、業務が死亡の直接的理由である場合に給付される accidental 遺族給付金(年金)の 2種類がある。ordinary 遺族給付金給付額は、Tierによって異なる(以下図表 14 参照)。

18 http://www.osc.state.ny.us/retire/members/options.htm

図表 14: ERS における ordinary 遺族給付金

Tier	ordinary 遺族給付金算定方式および概要
1	● (サービス・クレジット年数×死亡直前の年間給与)÷12
	● サービス・クレジット年数は最高 36 年まで。
2, 3, 4	● サービス・クレジット年数×死亡直前の年間給与
	● ただし、サービス・クレジット年数は最高3年まで。
	● 61 歳以上の加入者(現役職員)の遺族に ordinary 遺族給付金が給付さ
	れる場合、1 歳ごとに 4%ずつ減額される。

出典: ERS 資料 (p.60-61) を基に作成

一方、accidental 遺族給付金の場合は、Tier やサービス・クレジット年数に関係なく、FAS の約 50%が、配偶者(配偶者がいない場合は予め指定された受取人)へ生涯給付される¹⁹。

1.3 警察・消防職員を対象とした年金制度 (PFRS)

ニューヨーク州および地方公共団体における警察・消防職員の年金制度 (PFRS) も ERS 同様、Tier、サービス・クレジット、最終平均給与 (FAS)、年金プラン、退職時の年齢によって年金額が決まる。ただし PFRS の年金プランはほとんどの場合、サービス・クレジットが $20\sim25$ 年あれば、退職時の年齢に関係なく、満額給付される。以下、各項目について説明していく 20 。

Tier

Tier は、原則的に、ERS に加入した時期によって決まる。PFRS 加入時期と Tier は以下の通りである。

図表 15: PFRS の加入時期と Tier

PFRS 加入時期	Tier
1973年7月30日まで	Tier 1
1973 年 7 月 31 日以降	Tier 2

出典: PFRS 資料²¹ (p.8) を基に作成

● サービス・クレジットと受給権

PFRS の加入者の多くは、1 日 6 時間、1 週間に 30 時間の勤務が最低限の標準勤務時間として 定められている。さらに、一般的に年間 260 日以上勤務した場合、「フルタイム・サービス」

¹⁹ "About Death Benefits" New York State and Local Retirement System. http://www.osc.state.nv.us/retire/members/deathbenefits.htm

²⁰ ニューヨーク州の警察・消防職員を対象とした年金制度には、ここで取り上げる確定給付型年金のほかに、任意の年金制度として確定拠出型年金(New York State Deferred Compensation Plan)がある。http://nrsretire.nrsservicecenter.com/nrs/?Site=NYSDCP (一般職員と同じ)

²¹ "Your retirement benefits" New York State and Local Retirement System. Police and Fire Retirement System" Revised July 2004.

http://www.osc.state.ny.us/retire/publications/pdffiles/1829-general-p&f.pdf 本項目は、基本的にこの報告書を基に記述した。

として認められ、加入者に1年間のサービス・クレジットが与えられる。一定の条件の下、勤務中に使用しなかった病欠や無給の病欠、PFRS以前に加入していた地方公務員年金制度のサービス・クレジットや兵役期間などをサービス・クレジットに加算することもできる。年金受給権を獲得するには、最低5年のサービス・クレジットが必要である。

● 最終平均給与(FAS)

FAS は、勤務中、給与が最も高かった連続 36 ヶ月間 (3 年間)の平均給与を指す。ただし PFRS に参加している一部の雇用主(地方公共団体)の場合、退職直前の 12 ヶ月間の平均給与を FAS とするところもある(36 ヶ月間の平均給与額の方が高い場合は 36 ヶ月間を適用する)。 FAS は、36 ヶ月間、12 ヶ月間のいずれの場合も、 Tier に応じて一定の上限が設定されている。

● 保険料

PFRS の加入者には、保険料の納付は義務付けられていない。ただし任意で行うことは可能である。納付した保険料は金利と共にアニュイティとして、退職後、年金と共に給付される。

● 年金プラン

PFRSには、主に以下のような年金プランがある²²。

²²原則的に正規の警察・消防職員は雇用主が参加している年金プランへの加入を義務付けられる。 複数の選択肢 (プラン) がある場合は、加入者が任意で選択できる。

図表 16:ニューヨーク州 PFRS の主な年金プラン

名称		年金算定方式および概要	例
New York State	•	適格する州警察職員は、サービス・クレジット(以下、SC)が	①SC が 28 年の州警察職員が退職
Police Plan		20年以上あれば、年齢に関係なく通常退職できる。	し、FAS=\$94,100 の場合。
Section 381-b	•	SC が 20 年以上の場合、20 に FAS を乗算した数の 40 分の 1	$20 \times \$94,100 \div 40 = \$47,050$
		(2.5%) と、20 年を超える分の SC に FAS を乗算した数の 60	$8 \times \$94,100 \div 60 = +12,547$
		分の1 (1.66%) が年金として支給される。	\$59,597 (年)
	•	Tier 1 の加入者 (SC が 35 年以上) の場合は FAS の 75%、Tier 2	\$ 4,966 (月)
		の加入者(同 30 年以上)の場合は FAS の 66.67%が年金額の上	
		限となる。	
Regional State Park	•	適格する regional state park police officer は、SC が 25 年以上	①SC ⅓ 28 ∉ ⊘ reginal park
Police Plan		あれば、年齢に関係なく通常退職できる。	police officer が 退職 し、
Section 383-a	•	SC が 25 年以上の場合、25 に FAS を乗算した数の 50 分の 1(2%)	FAS=\$63,400 の場合。
		と、25 年を超える分の SC に FAS を乗算した数の 60 分の 1	$25 \times \$63,400 \div 50 = \$31,700$
		(1.66%) が年金として支給される。	$3 \times \$63,400 \div 60 = \frac{+3,170}{}$
	•	Tier 2 の加入者 (SC が 30 年以上) の場合、FAS の 58.33%が年	\$34,870 (年)
		金額の上限。	\$2,906 (月)
	•	60歳以降に退職し、SCが25年未満の加入者の場合、state park	
		police officer としての SC に FAS を乗算した数の 50 分の 1(2%)	
		と、それ以外の公務の SC に FAS を乗算した数の 60 分の 1	
		(1.66%) が年金として支給される (FASの50%が上限)。	
Environmental	•	年金算定方式やその他の概要は、Regional State park Police	
Conservation Police		Planと同じ。	
Plan Section 383-b			
NYS Forest Ranger	•	年金算定方式やその他の概要は、Regional State Park Police	
Plan		Plan と同じ。さらに「Tier 1 の加入者 (SC が 40 年以上) の場	
Section 383-c		合、FAS の 75%が年金額の上限」という項目が加わる。	

夕卦	日夕年七十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	阳
人令	- 中軍事た力式やよい気変	791)
Special 25-Year Plan	● 適格する警察および消防職員は、SCが 25年に達すれば、年齢に	①SC が 25 年の警察または消防職
Section 384	関係なく通常退職できる。	員が退職し、FAS=\$63,400 の場
	SCが25年の場合、25にFASを乗算した数の50分の1(2%)	\cdot \delta \de
	が年金として支給される。25年以上のSCに対する追加給付はな	$25 \times \$63,400 \div 50 = \$31,700 \ (4)$
	い。退職年齢が 55 歳以上の場合、通常の年金プラン (ERS) に	\$2,642(月)
	よる年金額と比較し、高い方の年金額が適用される。	
Special 20-Year Plan	● 適格する警察および消防職員は、SCが20年に達すれば、年齢に	①SC が 20 年の警察または消防職
Section 384-d	関係なく通常退職できる。	員が退職し、FAS=\$63,400 の場
	● SC が 20 年の場合、20 に FAS を乗算した数の 40 分の 1 (2.5%)	√° √□
	が年金として支給される。20年以上のSCに対する追加給付はな	$20 \times \$63,400 \div 40 = \$31,700 \ (\$)$
	い。退職年齢が 55 歳以上の場合、通常の年金プラン (ERS) に	\$2,642 (月)
	よる年金額と比較し、高い方の年金額が適用される。	
Special 20-Year Plan	● 適格する警察および消防職員は、SCが20年以上あれば、年齢に	①SC が 28 年の警察または消防職
With Additional	関係なく通常退職できる。	員が退職し、FAS=\$63,400 の場
Benefits	● SC が 20 年の場合、20 に FAS を乗算した数の 40 分の 1 (2.5%)	√° √□
Section 384-e	と、20 を超える SC に FAS を乗算した数の 60 分の 1 (1.66%)	$20 \times \$63,400 \div 40 = \$31,700$
	の合計が、年金として支給される。	$8 \times \$63,400 \div 60 = +8,453$
	● Tier 1の加入者 (SC が 35 年以上) は、FAS の 75%が、Tier 2	\$40,153 (年)
	の加入者 (SC が 30 年以上) は、FAS の 66.67%が上限となる。	\$3,346 (月)
	● 退職年齢が 55 歳以上の場合、通常の年金プラン (ERS) による	
	年金額と比較し、高い方の年金額が適用される。	
Optional Retirement	● 適格する警察および消防職員は、SCが25年以上あれば、年齢に	①SC が 28 年の警察または消防職
Plan	関係なく通常退職できる。	員が退職し、FAS=\$63,400 の場
Section 384-f, g, h	SCが25年の場合、20にFASを乗算した数の50分の1(2%)	√ů
	と、25 を超える SC に FAS を乗算した数の 60 分の 1(1.66%)	$25 \times \$63,400 \div 50 = \$31,700$
	の合計が、年金として支給される。	$3 \times \$63,400 \div 60 = +3,170$
	● Tier 2 の加入者(SC が 30 年以上)は、FAS の 58.33%が上限。	\$34,870 (年)
	● 退職年齢が 55 歳以上の場合、通常の年金プラン (ERS) による	\$2,906 (月)
	年金額と比較し、高い方の年金額が適用される。	

名称		年金算定方式および概要	例
New Career Plan	•	SCが20年以上あれば、SCにFASを乗算した数の50分の1(2%) ①Tier 1 加入者でSCが32年の者	①Tier 1 加入者で SC が 32 年の者
Section 375-h (州)		が年金として支給される。Tier 2 の加入者が、55 歳以上 62 歳未 が 55 歳で退職し、FAS=\$63,400	が 55 歳で退職し、FAS=\$63,400
Section 375-i (地方)		満の間に退職した場合、年金額は一定の割合で減額される。	の場合。
	•	Tier 1 の加入者(SC が 37.5 年以上)は FAS の 75%が、Tier 2 32×\$63,400÷50=\$40,576	$32 \times \$63,400 \div 50 = \$40,576 \ (4)$
		の加入者 (同 30年以上) は FAS の 60%が、年金額の上限。	\$3,381 (月)
中子 4 4 (00 00 / 小	1001	チサン併子	

出典: PFRS 資料 (p.20-28) を基に作成

● 年金受給のオプション

年金受給のオプションは、一般職員を対象とした ERS と同じ (図表 12 を参照)。該当する Tier のみが適用される。

● 障害年金(disability retirement benefit)

ニューヨーク州と地方公共団体の警察および消防職員を対象とした障害年金には、業務が障害の直接的原因ではない障害に対して給付される ordinary 障害年金、勤務時間中(performance of duty)に発生した障害に対して給付される performance of duty 障害年金、業務(on the job)が直接的原因である障害に対して給付される accidental 障害年金の3種類がある。

業務を理由としない身体的または精神的な障害により、勤務が不可能になった場合、ordinary 障害年金(少なくとも 10 年のサービス・クレジットが必要)が給付される。ordinary 障害年金の申請が認められた場合、以下のいずれか高い方が年金額となる(これに加え、該当者にはアニュイティが給付される)。なお、障害退職時の年齢が 60 歳以上である場合は、通常の年金額が障害年金として給付される。

- ・ サービス・クレジットの年数× $FAS \times 60$ 分の 1 (1.66%)
- ・ (サービス・クレジットの年数×FAS×60分の1)+(60歳までに蓄積されたであろうサービス・クレジットの年数×FAS×60分の1) ※ただしFASの3分の1が上限。

一方、勤務時間中に発生した障害により勤務が不可能となった場合、サービス・クレジットの年数にかかわらず、performance of duty 障害年金が給付される。performance of duty 障害年金の申請が認められた場合、FAS の 50%とアニュイティ(該当者)が年金額として給付される。

また、業務中に発生した障害により勤務が不可能となった場合は、サービス・クレジットの年数にかかわらず、accidental 障害年金が給付される。accidental 障害年金の申請が認められた場合、FASの75%とアニュイティ(該当者)が年金額として給付される。

● 遺族給付金(death benefit)

加入者が何らかの理由で死亡した場合、遺族に給付金が給付される。遺族給付金には、業務が死亡の直接的原因ではない場合に給付される ordinary 遺族給付金(一時金)と、業務が死亡の直接的原因である場合に給付される accidental 遺族給付金(年金)がある。

ordinary 遺族給付金を受給するには、加入者が少なくとも 1 年間のサービス・クレジットがあることが必要である。ただし、Tier 2 の加入者で特別プランに加入している者は、90 日間の勤務があれば ordinary 遺族給付金の対象となる。Tier 1 加入者が死亡した場合、サービス・クレジット年数(36 年が上限)×死亡直前の年間給与÷12 が、ordinary 遺族給付金(一時金)として給付される。また、Tier 2 加入者で特別プランに加入している場合、死亡直前の年間給与を 3 倍し、100 の単位を繰り上げた金額23 が給付される24。

 23 例として、 19 年のサービス・クレジットを有する加入者が 54 歳で死亡し、死亡直前の給与が 6 万 3 400 ドルだった場合、 $^{$63,400\times3}$ = $^{$190,200}$ となり、 100 の位を切り上げた $^{$191,000}$ が給付額となる。

²⁴ 特別プランに加入していない Tier 2 の加入者の ordinary 遺族給付金については、情報を見つけることができなかった。(この場合、Tier1 の算定方式が適用されるものと思われる。)

一方、業務が死亡の直接的原因である場合、サービス・クレジットの年数に関係なく、遺族に給付金(年金)が給付される。accidental 遺族給付金は、FASの50%が、親族受取人(優先順位は、①配偶者へ生涯、②子供が18歳(学生の場合は23歳)になるまで、③加入者に扶養されていた親へ生涯)へ給付される。

1.4 議会議員を対象とした年金制度

ニューヨーク州の議員を対象とした年金制度としては、「議会およびエグゼクティブ・プラン (Legislative and Executive Plan)」 25 がある 26 。ただし、同プランを利用できるのは、1976 年 7 月 26 日までに加入した者のみであり、1976 年 7 月 27 日以降に加入した議員は、Tier 3 または 4 (加入の時期による) として、一般職員に適用される Article 14 または 15 に加入することができる 27 。以下では、「議会及びエクゼクティブ・プラン」について説明を行っている。

Tier

Tier は、加入した時期によって決まる。加入時期と Tier は以下の通りである。

図表 17:「議会およびエグゼクティブ・プラン」加入者の Tier

年金制度加入時期	Tier
1973年6月30日まで	Tier 1
1973年7月1日~1976年7月26日	Tier 2

出典:「議会およびエグゼクティブ・プラン」²⁸ (p.5) を基に作成

サービス・クレジットと受給権獲得

議員の場合、立法サービス²⁹の実績が少なくとも 10 年あれば、年金受給権を獲得することができる(立法サービス年数と離職後の年数の合計が 20 年に達した後、一定の年金を受給できる)。

● 最終平均給与(FAS)

勤務中、給与が最も高かった連続3年間の平均給与(通常は退職直前の3年間)が最終平均給与(FAS)となる。FASの算定方式には、Tier1、Tier2とも一定の制限が設けられている。

 $^{^{25}}$ "Legislative and Executive Plan For Tier 1 and 2 Members" New York State and Local Employees' Retirement System.

http://www.osc.state.ny.us/retire/publications/pdffiles/80-a-VO1861.pdf 以下、本項目は基本的に本報告書を基に記述した。

²⁶ 同年金プランの対象には、州上下議員、州エグゼクティブ・ブランチのメンバー(副知事、会計 監査官、司法長官、議会職員が含まれる)

²⁷ 州会計監査官局の担当者に対するインタビューによる。

²⁸ "Your retirement benefits" New York State and Local Retirement System. Police and Fire Retirement System" Revised July 2004.

http://www.osc.state.ny.us/retire/publications/pdffiles/1829-general-p&f.pdf 本項目は、基本的にこの報告書を基に記述した。

²⁹ 立法サービス (legislative service) とは、副知事、会計監査官、司法長官、州上下議員、立法府の職員としての勤務。

● 年金プラン

Tier 1 の加入者は、立法サービスの実績が少なくとも 5年と、その他のサービス・クレジット(立法サービス前に地方公務員として勤務していた場合や兵役などを合算したもの)が 5年以上あれば、55歳で年金を満額受給することができる。Tier 2 の加入者は、少なくとも 10年の立法サービスがあれば 55歳で年金を満額受給することができる。また、Tier 1、2 の加入者とも、議員を 20年間務めた場合、年齢に関係なく年金を満額受給することができる。給付される年金額の算定方式は、「議会およびエグゼクティブ・プラン」に加入した時期により、以下のようになっている。

図表 18:「議会およびエグゼクティブ・プラン」による年金額

1972年6月30日までに加入した場合	サービス・クレジットの年数×FAS×2.5%
1972年7月1日以降に加入した場合	立法サービスの年数 $ imes$ FAS $ imes$ 2.5 $\%$

注:ただし年金額は FAS の 75%を超えてはならない。

出典:「議会およびエグゼクティブ・プラン」(p11-12) を基に作成

● 保険料

「議会およびエグゼクティブ・プラン」加入者は、保険料の納付を義務付けられていない。ただし任意で行うことは可能である。納付した保険料は金利と共にアニュイティとして、退職後、 年金と共に給付される。

● 年金受給のオプション

年金受給のオプションは、一般職員を対象とした ERS と同じ (図表 12 を参照)。該当する Tier のみが適用される。

● 障害年金 (disability retirement benefit)

障害年金には、業務が障害の直接的原因ではない障害に対して給付される ordinary 障害年金と、 業務が直接的原因である障害に対して給付される accidental 障害年金がある。

ordinary 障害年金(少なくとも 10 年のサービス・クレジットが必要)の申請が認められた場合、以下のいずれか高い方が年金額となる。

- サービス・クレジットの年数×FAS×60分の1(1.66%)
- ・ (サービス・クレジット年数×FAS×60分の1)+(60歳までに蓄積されたであろうサービス・クレジット年数×FAS×60分の1) ただしFASの3分の1が上限。

また、該当者にはアニュイティ(加入者が任意で拠出していた保険料とそれに伴う金利)が給付される。なお、障害退職時の年齢が 60 歳以上である場合は、通常の年金額が障害年金として給付される。

一方、サービス・クレジットの年数にかかわらず、業務中に発生した障害により勤務が不可能となった場合は、accidental 障害年金が給付される。accidental 障害年金の申請が認められた場合、FASの75%とアニュイティが年金額として給付される。

● 遺族給付金(death benefit)

加入者が何らかの理由で死亡した場合、遺族に給付金が支給される。遺族給付金には、業務が死亡の直接的原因ではない場合に給付される ordinary 遺族給付金(一時金)と、業務が死亡の直接的原因である場合に給付される accidental 遺族給付金(年金)がある。

ordinary 遺族給付金を受給するには、加入者が少なくとも 1 年間のサービス・クレジットがあることが必要である。Tier 1 の加入者が死亡した場合、サービス・クレジット年数(36 年が上限)×死亡直前の年間給与÷12 が、ordinary 遺族給付金として給付される。Tier 2 の加入者の場合、サービス・クレジット年数(最高 3 年)×死亡直前の年間給与が遺族給付金として給付される。死亡した時の年齢が 61 歳以上の場合、一定の割合(1 歳ごとに 4%)で減額される。

一方、業務が死亡の直接的原因である場合、サービス・クレジットの年数に関係なく、遺族には accidental 遺族給付金(年金)が給付される。accidental 遺族給付金は、FASの50%が、親族受取人(優先順位は、①配偶者へ生涯、②子供が18歳になるまで、③加入者に扶養されていた親へ生涯)へ給付される。

2 健康保険制度

2.1 概要

1957 年に、ニューヨーク州の地方公務員を対象としたニューヨーク州健康保険プログラム (New York State Health Insurance Program: NYSHIP) が制定され、同プログラムは翌年には州内の地方公共団体、学校区、その他の行政区の地方公務員に適用が拡大された。NYSHIP はニューヨーク州の市民サービス省 (Department of Civil Service) にある職員福利厚生部 (Employee Benefits Division) によって運営されており、現在、800以上の地方公共団体、学校区、その他の行政区が参加している。加入者は110万人以上(地方公務員、退職者およびその扶養家族)で、地方公務員を対象とした健康保険制度としては全米で最大規模となっている。

ニューヨーク州の政府、議会、州裁判所連合(Unified Courty System)の職員、およびニューヨーク州政府の退職者は、NYSHIP および労働組合によって設計された健康保険制度であるエンパイア・プラン(Empire Plan)あるいは、NYSHIP が承認した州内にある 13 の Health Maintenance Organization(HMO)の一つを選択することができる。エンパイア・プランは州内全域の公務員が対象だが、HMO は、自分が居住または勤務している地域の HMO に限定される 30 。1章で取り上げたシーガル社の健康保険制度調査(図表 7 を参照)によれば、PPO利用者(エンパイア・プラン)は 76 %、HMO 利用者は 24 %(現役職員の割合)となっており、エンパイア・プランの利用者の方が多い。

_

^{30 &}quot;NYSHIP, Serving New York State and Local Governments for over 45 Years" Employee Benefits Division, State of New York Department of Civil Service. http://www.cs.state.ny.us/ebd/about/index.cfm

2.2 一般・警察・消防・議会・裁判所職員を対象とした健康制度

NYSHIPによる健康保険制度は、所属(州または地方公共団体)や職種グループ(労働組合) ³¹によって多少異なる³²。以下では、ニューヨーク州一般職員の最大労働組合である市民サービス従業員協会(Civil Service Employees Association: CSEA)の加入者を対象とした情報を基に記述していく。

● 資格と退職後の継続

ニューヨーク州政府の職員は、少なくとも 3 ヶ月(隔週の賃金支払いが 6 回分)は雇用されると予想され、原則的に標準的な勤務時間の少なくとも半分以上を勤務する場合、NYSHIP に加入することができる。加入者の配偶者、ドメスティック・パートナー、子供(19 歳未満で独身の子供が対象。ただし $19\sim25$ 歳および独身でフルタイムの学生の場合も扶養家族の資格がある)は、扶養家族として、NYSHIP による健康保険制度を利用することができる33。

また、退職後の健康保険制度については、①最低限の勤務年数(1975年3月31日までに採用された職員は最低5年間、同年4月1日以降に採用された場合は最低10年間)を満たしている、②原則的に、ニューヨーク州または州内の地方公共団体による年金制度の加入者として適格である、③退職時にNYSHIPの加入者である、という3つの条件を満たしている場合、健康保険制度を継続することができる34。

現役職員の場合、本人や扶養家族は、年齢や身体障害にかかわらず、NYSHIPを主たる医療保険制度として利用することができるが、加入者が退職時に 65 歳以上である場合や、退職後に 65 歳になった時点でメディケア(連邦政府による高齢者向け医療保険制度)に加入しなくてはいけない。その後は、メディケアが主たる医療保険制度となり、NYSHIPはそれを補填する二次的な健康保険制度となる35。

● エンパイア・プランと HMO

NYSHIP の健康保険制度には、エンパイア・プランと、NYSHIP が承認した 13 の HMO があり、加入者はいずれかを選択する(図表 19 参照)。エンパイア・プランは NYSHIP の加入者であれば、どこで居住または勤務していても加入できる。HMO は該当する地域に居住または勤務している者のみが加入できる。

http://www.cs.state.ny.us/ebd/ebdonlinecenter/newgib/cseaep/cseagib0003.cfm

http://www.cs.state.ny.us/ebd/ebdonlinecenter/newgib/cseaep/cseagib0009.cfm

http://www.cs.state.ny.us/ebd/ebdonlinecenter/pdf archive/common/active settled06.pdf p.3

³¹ NYSHIP の健康保険制度の対象となる職種グループには、Council 82、Civil Service Emplyeess Association(CSEA)、District Counsil 37、Management/Confidential(M/C); Legislature、NYS Correctional Officers and Police Benevolent Association(NYSCOPBA)、NYS Supreme Court Officers Association(NU SY)、Police Benevolent Association Supervisor(PBAS)、Police Benevolent Association Troopers(PBAT)、Police Investigator Association(PIA)、Public Employee Federation(PEF)、Univied Court System (except NUSY)、United University Professions(UUP) の 12 種類がある。

³²基本的には、職種グループによって保険料や免責額(deductible)が異なる程度のようである。

³³ CSEA: NYSHIP General Information Book. Who is Eligible

³⁴ CSEA: Continuing Coverage When You Retire.

 $^{^{35}}$ "Health Insurance Choices 2006" NYSHIP November 2005

図表 19: NYSHIP 加入者が選択できる健康保険制度

エンパイア・プラン		ニューヨーク州全域
НМО	州西部州中央部州	 Blue Choice Community Blue HMOBlue Independent Health Preferred Care Univera Heathcare Capital District Physicians' Health Plan Empire BlueCross BlueShield HMO GHI HMO HMOBlue MVP Health Care Aetna
	ソン中央	 Capital District Physicians' Health Plan Empire BlueCross BlueShield HMO GHI HMO HMOBlue MVP Health Care
	州南部	 Aetna Empire BlueCross BlueShield HMO GHI HMO HIP Health Plan of New York MVP Health Care Vytra Health Plans

注:13の HMO が地域ごとにプログラムを運営している。 出典:NYSHIP 「Choice 06」³⁶ (p.16-17) を基に作成

エンパイア・プラン、HMO のいずれも、通院、医療/手術、メンタルヘルス、薬物乱用治療などで幅広い補償を提供しており、個々の内容はそれぞれのプログラムによって異なる。

HMO は、ある一定の地域内で医療提供者によるネットワークを通じ、包括的な健康保険を提供するものである。HMO 加入者は通常、HMO のネットワークの中からホームドクター (Primary Care Physician: PCP) を選び、基本的な医療ケアはこの PCP によって行われる。 さらに必要に応じて特別な病院や医師を訪問する場合は、PCP による紹介状が必要となる。

これに対して、エンパイア・プランは、PCPを決める必要はなく、紹介状も不要である。エンパイア・プランは、主に以下の4つのプログラムで構成されている。

³⁶ "Health Insurance Choices 2006" NYSHIP November 2005 http://www.cs.state.ny.us/ebd/ebdonlinecenter/pdf_archive/common/active_settled06.pdf

図表 20:エンパイア・プランの主なプログラム

- Hospital Benefits Program (Empire BlueCross BlueShield が補償、運営管理):病院 や看護施設、ホスピスケアなどによる医療サービスをカバーする(入院、外来とも)。
- Medical/Surgical Benefits Program (United HeathCare が補償、運営管理): participating provider プログラム (以下参照)、ベーシック医療プログラム (以下参照) による診察、診断、検査などの医療サービスをカバーする。
- Managed Mental Health and Substance Abuse Program (GHI が補償、ValueOptions が運営管理):メンタル・ヘルスおよび薬物乱用を対象とした医療サービスをカバーする (入院、外来とも)。
- Prescription Drug Program (Empire BlueCross BlueShield が補償、同社と Caremark が共同運営管理):処方箋薬品をカバーする。

出典: NYSHIP のウェブサイト37を基に作成

エンパイア・プランと契約している医師および医療提供機関(participating provider)は全米 に25万人おり、同プラン加入者が診察を受けたい場合はこれらの医師の中から自由に選べる。 Participating provider による診察を受ける場合は、そのたびに一定のコペイメント (copayment。多くの場合、1 訪問につき 12~15 ドル) を支払う。一方、Participating provider 以外の医師や医療提供者から診察を受ける場合は、「ベーシック医療プログラム (Basic Medical Program) | に分類される。ベーシック医療プログラムでは、加入者本人の負担となる一定の免 責額 (deductible) が設定されており、この免責額に達した後は、コインシュアランス (coinsurannce) 38として一部を自己負担した上で、一定の補償 (reimburse) を受けることが できる。免責額とコインシュアランスの上限は、職種グループによって以下のように決められ ている。

図表 21:エンパイア・プランのベーシック医療プログラムにおける年間免責額およびコイン シュアランスの上限(2006年)

職種グループ(労働組合)	年間免責額 (本人、配偶者またはドメスティック・パートナーは一人につき。扶養の子供はその合計)	コインシュアランスの上限額 (1 案件につき)
Executive Branch, CSEA	\$225	\$900/\$500**
DC-37	\$249 CPI*	\$946 CPI*/\$500**
PBA- Troopers	\$322 CPI*	\$1,193 CPI*
PBA- Supervisors	\$322 CPI*	\$1,193 CPI*
PIA	\$322 CPI*	\$1,193 CPI*
Council 82	\$322 CPI*	\$1,193 CPI*

³⁷ "The Empire Plan At A Glance – 2006"

http://www.cs.state.ny.us/ebd/ebdonlinecenter/gold/epglance/csea/csea06.cfm 38 エンパイア・プラン加入者のコインシュアランスは、エンパイア・プランが「reasonable and customary charge」とみなす費用の 20%。 残りの 80 はエンパイア・プランが負担する。 Reasonable and customary charge を超える費用については、加入者本人の責任となる。

職種グループ(労働組合)	年間免責額 (本人、配偶者またはドメスティック・パートナーは一人につき。扶養の子供はその合計)	コインシュアランスの上限額 (1 案件につき)
NYSCOPBA	\$322 CPI*	\$1,193 CPI*
UUP	\$322 CPI*	\$1,548 CPI*
PEF	\$322 CPI*	\$1,548 CPI*
M/C	\$322 CPI*	\$1,548 CPI*
Legislature	\$322 CPI*	\$1,548 CPI*
Participating Employers****	\$322 CPI*	\$1,548 CPI*
Unified Court System (expect NU SY)	\$225	\$900/\$500**
NYS Supreme Court Officers Association (NU SY)	\$185	\$776/\$500***
Retirees, Vestees, Dependent Survivors and Preferred List	\$322 CPI*	\$1,548 CPI*

^{*} Urban Wage Earners and Clerical Workers, All Cities の消費者物価指数(2004年7月1日 ~2005年6月30日)を反映させ、前年度比4.2%増としたもの。

出典: NYSHIP の「Choice 06」(p.8) を基に作成

● 保険料

ニューヨーク州政府は、エンパイア・プランおよび HMO の両方について、加入者本人の保険料の 90%を、扶養家族がいる場合の保険料の 75%を負担している。2006 年に従業員が 2 週間ごとに負担する保険料は以下の通りとなっている。

図表 22:従業員(地方公務員)が負担する健康保険料(2006年)

単位:ドル

名称 -		①の職員		②の職員	
		家族	個人	家族	
The Empire Plan	21.07	85.25	22.06	88.77	
Aetna	57.53	191.53	56.41	189.21	
Blue Choice	14.17	69.85	14.17	69.85	
Capital District Physicians' Health Plan(Upper and Mid-Hudson Region)	17.55	84.55	17.55	84.55	
Capital District Physicians' Health Plan (Central New York Region)	18.63	110.70	18.63	108.38	
Capital District Physicians' Health Plan (Upper and	18.84	111.82	18.67	109.50	

^{**} 給与のランクが 6 以下の職員は、コインシュアランスの上限が 500 ドル (判事や裁判官を 除く)。

^{***}フルタイム・ベースの年間給与が 2 万 4,657 ドル以下の職員は、コインシュアランスの上限が 500 ドル。

^{****}participating employers は、Metropolitan Transit Authority など、特別な行政基金によって管理、資金調達されている州政府機関のことを指す。

名称		①の職員		②の職員	
		家族	個人	家族	
Mid-Hudson Region の一部)					
Community Blue	16.41	99.36	16.41	97.03	
Empire BlueCross BlueShield HMO (Upstate)	21.17	123.49	20.05	121.17	
Empire BlueCross BlueShield HMO (Downstate)	36.37	163.23	35.25	160.92	
Empire BlueCross BlueShield HMO (Mid-Hudson)	55.13	212.32	54.00	209.99	
GHI HMO (Upper and Mid-Hudson Region の一部)	16.69	94.50	16.69	92.19	
GHI HMO (Upper and Mid-Hudson Region の一部)	20.62	129.62	19.50	127.31	
HIP Health Plan of New York	17.19	77.94	17.19	77.94	
HMO Blue Excellus BlueCross BlueShield, Central New York Region	55.25	181.40	54.13	179.08	
HMO Blue Excellus BlueCross BlueShield, Utica Region	96.96	282.42	95.84	280.10	
Independent Health	14.62	75.97	14.62	75.97	
MVP Health Care (East)	16.56	103.75	16.56	101.44	
MVP Health Care (Central)		127.83	24.03	125.52	
MVP Health Care (Mid-Hudson)		147.64	31.64	145.32	
Preferred Care	13.58	62.68	13.58	62.67	
Univera Healthcare	16.63	115.12	16.63	112.80	
Vytra Health Plans	25.93	143.11	24.81	140.80	

① Management/Confidential、CSEA, PEF, UUP, DC-37, PIA, PBAS, PBAT, Legislature, Unified Court System (except NU SY)

注:保険料は2週間ごとに支払う料金。 出典:NYSHIP資料39を基に作成

② Council 82, ALESU, NYSCOPBA, NU SY

 $^{^{\}rm 39}$ NYSHIP Rates and Deadlines for 2006" November 2005. http://www.cs.state.ny.us/ebd/ebdonlinecenter/choices06/rate_pdfs/active_rates.pdf

第3章 ニューヨーク市政府職員における年金制度及び健康保険制度

1 年金制度

1.1 概要

ニューヨーク市には、以下図表 23 に示したような 5 つの年金制度がある。このうち、加入者数で最大規模の年金制度は 1920 年に発足した NYCERS であり、現在、加入者(現役職員)が 20 万人以上、受給者は約 12 万人となっている40。

図表 23: ニューヨーク市の地方公務員を対象とした年金制度

年金制度	対象
ニューヨーク従業員年金制度(New York City	以下の年金制度でカバーされない全てのニュ
Employees' Retirement System: NYCERS)	ーヨーク市公務員。
ニューヨーク市教育委員会年金制度(New	市およびニューヨーク学校区の職員で、TRS
York City Board of Education Retirement	でカバーされないその他の教育関係職員。
System: BERS)	
ニューヨーク市消防庁年金制度 (New York	市の消防職員
City Fire Department Pension Fund)	
ニューヨーク市警察年金制度(New York City	市の警察職員
Police Pension Fund)	
ニューヨーク市教師年金制度(New York City	市の教育省、ニューヨーク市立大学、ニュー
Teachers' Retirement System: TRS)	ヨーク市チャーター・スクールで働く教育者。

出典:ニューヨーク市賃金管理局41のウェブサイトを基に作成

1.2 一般職員を対象とした年金制度

Tier

ニューヨーク市の職員で、BERS、ニューヨーク市消防庁年金制度、ニューヨーク市警察年金制度、ニューヨーク市教師年金制度の適格者でない一般職員は、NYCERS に加入する。その中でも Competitive まはた Labor class に分類 42 される職務の正規職員は、業務開始から 6 ヶ月に NYCERS に加入することが義務付けられている。NYCERS には 40 種類以上のプランがあり、Tier や職種によって加入できるプランは異なるという非常に複雑なシステムとなっている

http://www.nycers.org/(st1zux55zf15gaunuyxab445)/about/Executive.aspx

⁴⁰ Welcome to NYCERS

⁴¹ Pension Plans. Office of Payroll Administration. New York City. http://www.nyc.gov/html/opa/html/tax breaks/pension plans.shtml

⁴² ニューヨーク州および地方公共団体の地方公務員の職務は、①Competitive (知識やスキルに基づき、競争的に任命される。多くの職員はこれに入る)、②Noncompetitive (必要とされる研修や経験を身に付けた専門的な職種。大工や研究科学者など)、③Exempt class (政治的任命や機密業務のために任命される職種)、④Labor class (技能をほとんど必要とない職種。清掃員など)に分類されている。

43。NYCERS 加入者の Tier (図表 24) と、Tier に基づく年金プランの名称 (図表 25) は以下の通りである。

図表 24: NYCERS 加入時期と Tier

NYCERS 加入時期	
1973年6月30日まで	Tier 1
1973年7月1日~1976年7月26日。および1973年7月1日以降に	Tier 2
NYCERS に加入した(する)District Attorneys' office の調査員	
1976年7月27日以降に加入した(する)看守(correction officer)	Tier 3
1976年7月27日以降に加入した一般職員	Tier 4

出典: NYCERS ウェブサイト44を基に作成

図表 25:NYCERS 加入者の年金プラン

Tier	年金プランの名称
Tier 1	Career Pension Plan(Plan A or CPP)
	• Increased Service Fractional Plan(Plan B or ISF)
Tier 2	Modified Career Pension Plan(Plan C)
	 Modified Fifty-Five-Year Increased Service Fractional Plan(Plan D)
	● Age 55 Improved Benefit Retirement Program(Plan CPP-I)
Tier 3	Basic Tier 3 Plan
(看守)	• 20-Year Retirement Program for Correction Officers below the rank of
	Captain(CO-20)
	• 20-Year Retirement Program for Correction Officers the rank of Captain
	and above(CC-20)
Tier 4	• 62/5 Plan (Basic Tier 4 Plan)
	• 57/5 Program
	• 55/25 Program
	※Tier 4 加入者には、特別職種(Sanitation、Transit、TBTA、Dispatcher、EMT、
	Deputy Sheriff、Automotive Service Worker、Special Officer)を対象としたプラ
	ンが別途あり。

注:原則的に正規職員は年金制度への加入を義務付けられる。加入するプランについては、加入者が任意で選択できる。

出典: NYCERS のウェブサイト45を基に作成

これから加入する者(看守を除く)は Tier 4 に分類されるため、以下では Tier 4 の一般加入者を対象としたプラン (62/5 プラン、57/5 プログラム、55/25 プログラム)について記述する 46 。

⁴³ ニューヨーク市の地方公務員を対象とした年金制度には、ここで取り上げる確定給付型年金のほかに、任意の年金制度として確定拠出型年金(Deferred Compensation Plan)がある。

http://www.nyc.gov/html/olr/html/dcp/dcphome.html

⁴⁴ http://www.nycers.org/(st1zux55zf15gaunuyxab445)/faqs/index.aspx

 $^{^{45}}$ www.nycers.org

⁴⁶ "Tier 4 Summary Plan Description(Tier 4 SPD)" NYCERS

● サービス・クレジットと受給権

NYCERS の加入者が年金を受給するには、一定のサービス・クレジットが必要である。サービス・クレジットには、メンバーシップ・サービス(NYCERS 加入後にクレジットされる勤務年数。一部の兵役などもメンバーシップ・サービスとしてみなされる)や、トランスファード・サービス(NYCERS 加入前に加入していたニューヨーク市によるその他の年金制度でのサービス・クレジット)、兵役期間などが含まれる。Tier 4 の加入者で、62/5 プランまたは 57/5 プログラムの者が年金受給権を得るには、少なくとも 5 年のサービス・クレジット(そのうち 2 年はメンバーシップ・サービスであること)が必要である。55/25 プログラムの者にはこうした年金受給権獲得に関する条項はない。

● 最終平均給与(FAS)

勤務中、最も給与が高かった連続 3 年間の平均給与、または退職直前の 36 ヶ月間の平均給与のいずれか高い方が最終平均給与(FAS)となる(一定の上限がある)。

● 保険料

Tier 4 加入者 47 は報酬(給与)の 3%を保険料として納付する。保険料納付は、加入から 10 年後か、サービス・クレジットが 10 年に達した時のいずれか早い方で終了となる。

さらに、57/5 プログラムと 55/25 プログラム(1993 年 7 月 1 日時点で NYCERS の加入者でなかった者)の加入者は、一定の加入者追加保険料(Additional Member Contribution: AMC)の納付が義務付けられている。AMC は、勤務開始期間によって以下のように定められている。

- 勤務開始が1997年12月31日~1998年1月1日まで:4.35%
- ・ 1998年1月2日~2001年12月5日まで: 2.85%
- 2001年12月6日以降:1.85%

また、Physically-Taxing Positions⁴⁸の者は、上記の AMC に加え、さらに 1.98%の AMC の納付が義務付けられている。

● 年金プラン

Tier 4 の加入者の年金プランの概要は以下図表 26 の通りである。

http://www.nycers.org/(st1zux55zf15gaunuyxab445)/pdf/spd/updates/Tier4spd.pdf 本項目は基本的に同報告書を基に記述している。

⁴⁷ Tier 4 加入者のうち、Transit Operating-Force の保険料は、報酬の 2%。

⁴⁸ Physically-Taxing Position とは、Administrative Superintendent of Water and Sewer System, Ambulance Corpsman など、市の労働局(NYC Office of Labor Relations)によって指定されている一定のポジション。同ポジションの一覧は、「Tier 4 SPD」で閲覧できる。

図表 26: NYC 地方公務員年金制度 Tier 4 (一般向け) のプランの概要

プラン	概要および算定方式
62/5 プラン	● サービス・クレジット (SC) が5年以上 (うち少なくとも2年はメ
(Basic Tier 4	ンバーシップ・サービス)あれば、62歳が通常退職年齢(年金を満
Plan)	額受給できる)となる。
	● 55 歳~62 歳未満で退職した場合、年金額は一定の割合で減額され
	る (減額率については下の図表を参照)。
	● 年金額算定方式
	SC が 20 年未満の場合:SC 年数×FAS×1 2/3%(1.66%)
	SC が 20 年以上の場合: SC 年数(最高 30)×FAS×2%と
	30 を超える SC 年数×FAS×1 1/2%
	(1.5%) の合計
57/5 プログラム	● SC が 5 年以上(うち少なくとも 2 年はメンバーシップ・サービス)
	あれば、57 歳が通常退職年齢となる。Physically-Taxing Position
	で 25 年以上のサービス・クレジットがある場合は、50 歳で通常退
	職が可能。
	● 早期退職の場合、付与されない。
	● 年金算定方式
	SC が 20 年未満の場合:SC 年数×FAS×1 2/3%(1.66%)
	SC が 20 年以上の場合:SC 年数(最高 30)×FAS×2%と
	30 を超える SC 年数×FAS×1 1/2%
	(1.5%) の合計
55/25 プログラム	● SC が 25 年以上(うち少なくとも 2 年はメンバーシップ・サービス)
	あれば、55 歳が通常退職年齢となる。hysically-Taxing Position で
	25 年以上のサービス・クレジットがある場合は、50 歳で通常退職
	が可能。
	● 早期退職の場合、付与されない。
	● 年金算定方式
	SC 年数(最高 30)×FAS×2%と
	30 を超える SC 年数×FAS×1 1/2% (1.5%) の合計

注:原則的に正規職員は年金制度への加入を義務付けられる。加入するプランについては、加入者が任意で選択できる。

出典:「Basic Tier 4 Plan」(p.32-33) を基に作成

なお、62/5プランでは、早期退職者に対して以下のような減額率が設定されている。

図表 27:62/5 プランの早期退職における年金減額率

退職時年齢	減額率	退職時年齢	減額率
55	27%	59	15
56	24%	60	12%
57	21%	61	6%
58	18%		

出典:「Basic Tier 4 Plan」(p.32) を基に作成

● 年金プランの選択肢

年金受給のオプションは、ニューヨーク州による一般職員を対象とした年金制度(ERS)と同じ(図表 12 を参照)。Tier に応じた内容が適用される。

● 障害年金(disability retirement)

10年以上のサービス・クレジットを有する加入者は、NYCERSの医療委員会 (Medical Board) が「身体的または精神的に現在の職務を行えない (行えなくなった)」と判断した場合、障害年金が給付される。またサービス・クレジットが 10年未満の加入者は、NYCERS 医療委員会が、上記に加え、「障害は、業務上で発生した不意の事故に起因する」と判断した場合、年齢にかかわらず、障害年金を受給することができる。

障害年金は、サービス・クレジットの年数に FAS を乗算し、さらに 1.67%を乗算した金額か、 FAS の 3 分の 1 のいずれか高い額が、障害年金として支給される。なお、通常の年金を満額受給する権利を有する加入者の場合、障害年金額と通常年金額の高い方が障害年金として給付される。

● 遺族給付金(survivor benefit)

現役職員の加入者が死亡した場合、遺族に給付金が提供される。遺族給付金には、業務が死亡の直接的原因でない ordinary 遺族給付金(一時金)と、業務が死亡の直接的原因である accidental 遺族給付金(年金)がある。ordinary 遺族給付金(少なくとも 1 年のサービス・クレジットが必要)の給付金は、予め指定されている受取人(designated beneficiary)へ給付され、accidental 遺族給付金は、適格受取人(eligible beneficiary)49へ給付される。

ordinary 遺族給付金では、①加入者による保険料(3%)の積み立て分および金利(「Member Contribution Accumulation Fund: MCAF」)、②57/5 プランまたは 55/25 プランの加入者の場合は AMC の積み立て分および金利(「Retirement Reserve Fund; RRF」)、③サービス・クレジットの年数分の年間給与(最高 3 年)が、遺族給付金として支給される50。ただし 61 歳以上の現役職員が死亡した場合、年齢に応じて一定の減額率が適用される(1 歳ごとに 5%の減額)。

accidental 遺族給付金では、加入者の死亡直前の1年間の給与の50%が、年間給付金として適格受取人へ給付される。

1.3 警察職員を対象とした年金制度

Tier

ニューヨーク市警察年金制度51加入者の Tier には、以下の2つがある。

49 適格受取人の優先順位は、①配偶者、②25 歳未満の子供、③加入者のサポートを受けていた実親、 ④加入者の被扶養者として連邦税還付金の受取人とみなされる 21 歳未満の者、⑤ordinary death benefit の受取人。

⁵⁰ 本項目で取り上げた内容は、2001年1月1日以降に加入した者に適用される内容。

⁵¹ ニューヨーク市の警察職員を対象とした年金制度には、ここで取り上げる確定給付型年金のほかに、任意の年金制度として確定拠出型年金(Deferred Compensation Plan)がある。 http://www.nyc.gov/html/olr/html/dcp/dcphome.html (一般職員と同じ)

図表 28:ニューヨーク市警察年金制度加入者の加入時期と Tier

加入時期	Tier
1973年6月30日まで	Tier 1
1973年7月1日以降	Tier 2

出典:市警察年金制度ウェブサイト52を基に作成

● 許容警察サービス(サービス・クレジット)と受給権

年金受給権を獲得するには、許容警察サービス(Allowable Police Service。「サービス・クレジット」に相当)が少なくとも5年必要である。一方、警察許容サービスが20年以上あれば、年齢にかかわらず、通常退職できる。警察または消防職員としてニューヨーク市および州で勤務した実績がある場合や一部の兵役期間などを許容警察サービスに加算することができる。

● 最終給与 (Final Salary)

退職直前の1年間における給与が最終給与として、年金額の算定方式に利用される。ただし、 Tier 2 の加入者には一定の上限(前年の給与を20%以上超えないこと)が設けられている。

● 保険料

加入者(Tier 1、2 とも)には、加入時の年齢に応じて、下記のように一定の保険料(拠出率。 $4.30\% \sim 8.65\%$)が指定(assigned contribution)されている。

図表 29:ニューヨーク市警察年金制度加入者の保険料

年齢	指定拠出率	年齢	指定拠出率	年齢	指定拠出率	年齢	指定拠出率
16	8.65%	19	8.20%	37	5.20%	41	4.60%
17	8.55%	20	8.05%	38	5.05%	42	4.45%
18	8.40%	21	7.85%	39	4.90%	43	4.30%

注意: 22~36 歳は省略。

出典: 市警察年金制度資料53を基に作成

なお、雇用主(市)は、雇用主としての拠出以外に、加入者の報酬の一定の割合(現在は5%)を保険料として拠出している。これは、1963年にニューヨーク市と警察職員組合の協議で契約されたもので、警察職員の手取り給与を増やすことから、Increase Take Home Pay(ITHP)と呼ばれている。加入者は、自分に指定された拠出金額に対し、ITHP の権利を放棄して自分の指定拠出金額を全額拠出することも可能である(この場合、退職後に給付される年金額は増加する)。加入者がITHPの権利を放棄してもしなくても、市が5%を拠出することに変わりはない。なお、加入者が任意で拠出金額を増加することも可能である。

● 年金プラン

ニューヨーク市警察年金制度による通常の年金プラン(サービス年金と呼ばれる)の内容は、

⁵² Retirement Benefits. New York City Police Pension Fund http://www.nyc.gov/html/nycppf/html/ret_benefit.html

⁵³ New York City Police Pension Fund. http://www.nyc.gov/html/nycppf/pdf/contrib.pdf

以下のようになっている。

図表 30:ニューヨーク市警察年金制度による年金制度

	-
年金	算定方式および概要
サービス年金	● 規定の許容警察サービス年数(20年または25年。加
(service retirement benefit)	入時に選択)を満たして退職した加入者には、以下の
	算定方式の合計が年金として給付される。
	・ 退職直前の年間給与×50%
	・ 退職直前の年間給与×1.67%×20 または 25 を
	超える雇用警察サービス年数
	・ 加入者のアニュイティ(保険料拠出金+金利)
	・ ITHP および金利(「reserve for ITHP」)

注:資料には、20年プランおよび25年プランに加え、「サービス年数にかかわらず、55歳に到達すれば通常退職することが可能」とあるが、その場合の年金算定方式などについては不明。 出典:ニューヨーク市警察年金制度資料54を基に作成

● 年金プランの選択肢

年金受給のオプションは、ニューヨーク州による一般職員を対象とした年金制度(ERS)と同じ(図表 12 を参照)。このうち Tier 1 および 2 が適用される。

● 障害年金 (disability retirement)

ニューヨーク市の警察職員を対象とした障害年金には、業務が直接的原因ではない障害に対する ordinary 障害年金と、業務が直接的原因である障害に対する accident 障害年金がある。

業務を直接の理由としない ordinary 障害年金は、以下の算定方式に基づき給付される(20年プランの加入者の場合)。

- ・ サービス年数×最終給与×2.5% (25 年プラン加入者は 2%。55 歳退職プラン加入者は 1.67%)
- ・ サービス年数が 10 年以上の加入者は最終給与の 50%、10 年未満の加入者は最終給与の 33.3%を最低限とする。

一方、業務を直接の理由とする accidental 障害年金は、以下の合計額が給付される。

- · 最終給与×75%
- ・ サービス年数×1.67%×年金の満額受給資格が発生した年から退職した年までの平均給 与(通常の年金の満額受給権がある場合)
- 加入者のアニュイティ
- ITHP および金利

● 遺族給付金(death benefit)

加入者の現役職員が何らかの理由で死亡した場合、加入者の遺産相続人または予め指定された受取人へ遺族給付金が給付される。遺族給付金には、業務を死亡の直接的原因としない

⁵⁴ "Comprehensive Annual Financial Report" Fiscal Year Ended June 30, 2005 http://www.nyc.gov/html/nycppf/pdf/cafr2005.pdf p.24, 103-105

ordinary 遺族給付金(一時金)と、直接的原因とする accidental 遺族給付金(年金)に分類される。

ordinary 遺族給付金では、Tier 1 の加入者の場合、加入者の死亡直前の給与 6 ヵ月分が、遺族給付金として支給される。また、Tier 1 の加入者で許容警察サービスが 10 年以上ある加入者の場合、死亡直前の給与 12 ヵ月分が給付される。いずれの場合も、加入者のアニュイティ(加入者がそれまでに拠出した保険料および金利)、reserve for ITHP、兵役に関する市の給付義務(該当する場合)が給付される。

一方、Tier 2 の加入者の場合 (少なくとも 90 日間の勤務が必要)、加入者の年間給与を 3 倍し、 100 の単位を繰り上げた額 (例: \$190,200 の場合、\$191,000) と、アニュイティが給付される。

1.4 議会議員を対象とした年金制度

ニューヨーク市には、市議会議員を対象とした特有の年金制度はない。ただし、同市議会議員は、市職員が加入している年金制度である NYCERB に任意で加入することができる。加入した場合の取り扱いについては、原則的に市職員に対する規定が適用される。

2 健康保険制度

2.1 概要

ニューヨーク市による健康保険制度としては、職員および退職者を対象とした健康保険制度 (Health Benefits Program) がある。また、非組合員には、市の職員福利厚生プログラムではカバーされない医療保険や医療関連サービスに金銭的補助を提供する、マネージメント・ベネフィット・ファンド (Management Benefits Fund: MBF) がある。

2.2 一般職員・警察・消防職員を対象とした健康制度

● 加入に必要な資格

1週間に少なくとも 20 時間勤務し、雇用が 6 ヶ月以上継続することが見込まれている職員は、市による健康保険制度に加入することができる。一方、退職者は、一定の条件(退職直前まで雇用されており、サービス・クレジットが 10 年以上ある、など)を満たせば、同制度を継続することができる(メディケア加入後は、市による健康保険制度はメディケアを補填する健康保険制度となる)。

また、配偶者、ドメスティック・パートナー、19 歳未満の未婚の子供、 $19\sim23$ 歳で未婚のフルタイム学生などは、扶養家族として健康保険制度に加入できる。

● 健康保険制度の種類

市の健康保険制度には、以下のような種類があり、それぞれの種類の中でいくつかのプログラムが設定されている。

図表 31:ニューヨーク市による健康保険制度の種類

種類	概要
Exclusive Provider Organization (EPO)	州、全米、世界に広がる幅広い医療ネットワークから自由に医師 や病院を選べる。ネットワーク以外の医師や病院に対する補償は ない。
Point-of-Service (POS)	ネットワーク内の医師や病院を利用した場合、加入者の負担は HMO 同様に低いが、ネットワーク以外の医師や病院を利用した場合の補償は PPO より低い。
Participating Provider Oraanization (PPO)	医療ネットワークは EPO ほど幅広くないが、ネットワーク以外の 医師や病院を利用した場合でも、一定の補償が適用される。
Health Maintenance Organization (HMO)	加入者が受ける医療サービスは、ネットワーク内から選んだホームドクターによって管理される。

出典:ニューヨーク市労働関係局のウェブサイト55を基に作成

● プログラムと保険料

ニューヨーク市の一般・警察・消防職員を対象とした健康保険制度には、合計で 14 のプログラムがある。利用者が加入者本人のみでベーシックなカバレッジの場合、加入者の負担はゼロの場合もある。プログラムとコストの一覧は以下の通りである。

図表 32: ヘルス・ベネフィット・プログラムのプログラムと保険料

単位:ドル

		保険料	(隔週)
		本人	扶養家族
Aetna HMO	Basic Plan	33.30	84.95
Optional Rider*	Prescription Drugs	25.04	61.81
	Total	\$58.34	\$146.76
Aetna Quality Point of Service(POS)	Basic Plan	147.12	358.49
Optional Rider	Prescription Drugs	65.13	159.02
	Total	\$212.25	\$517.51
CIGNA Healthcare	Basic Plan	36.86	124.09
Optional Rider	Prescription Drugs	47.56	126.03
	Total	\$84.42	\$250.12
DC 37 Med-Team (DC 37**加入者のみ)	Basic Plan	0.00	0.00
(Optional Rider はなし)			
	Total	\$0.00	\$0.00
Empire EPO	Basic Plan	79.20	203.99
Optional Rider	Prescription Drugs	29.88	73.24
	Total	\$109.08	\$277.23
Empire HMO-NJ	Basic Plan	2.25	2.81
Optional Rider	Prescription Drugs	29.88	73.24

		保険料	(隔週)
		本人	扶養家族
	Total	\$32.13	\$76.05
Empire HMO-NY	Basic Plan	11.82	50.52
Optional Rider	Prescription Drugs	29.88	73.24
	Total	\$41.70	\$123.76
GHI-CBP/Empire BlueCross	Basic Plan	0.00	0.00
Optional Rider	①Prescription Drugs	43.97	80.59
②Outpatient Mental Health & Imp	atient Chemical Dependency		
	Treatment	0.68	1.55
③Enhanced NYC Non-Par Provi	der Reimbursement Schedule	2.54	6.43
	Total	\$47.19	\$88.57
GHI HMO	Basic Plan	15.84	52.90
Optional Rider	Prescription Drugs	27.59	70.37
	Total	\$43.43	\$123.27
HealthNet	Basic Plan	51.82	151.79
Optional Rider	Prescription Drugs	61.17	158.12
	Total	\$112.99	\$309.91
HIP Prime HMO	Basic Plan	0.00	0.00
Optional Rider	Prescription Drugs	41.00	100.45
Applia	nces & Private Duty Nursing	1.30	3.20
	Total	\$42.30	\$103.65
HIP Prime POS	Basic Plan	47.55	116.52
Optional Rider	Prescription Drugs	54.13	132.60
	Total	\$101.68	\$249.12
Metroplus (HHC Employee のみ)	Basic	0.00	0.00
Plan		33.06	79.08
Optional Rider	Prescription Drugs		
	Total	\$33.06	\$79.08
Vytra Health Plans	Basic Plan	7.75	44.29
Optional Rider	Prescription Drugs	29.39	77.34
	Total	\$37.14	\$121.63

^{*} Optional Rider とは、それぞれのプログラムに設けられたオプション。

出典:ニューヨーク市労働関係局のウェブサイト56を基に作成

主なプランにおける免責額(deductible)、加入者負担の上限額、1回当りの診察料(コペイメントを含む)、診断および検査費用(外来)は以下のようになっている。

-

^{**} DC37 は、ニューヨーク市地方公務員による最大労働組合。

Basic Plan and Optional Rider Costs. http://www.nyc.gov/html/olr/downloads/pdf/healthb/emp_rates.pdf

図表 33:ニューヨーク市の健康保険制度プログラムにおける免責額、上限額、診察料、診断・検査費用の比較

<EPO, POS, PPO>

	Aetna QPOS	DC 37	Empire EPO	GHI-CBP/Empire BlueCross	HIP Prime POS
免責額	\$250/加入者 \$750/家族	\$1,250/加入者 \$3,000/家族	なし	\$200/加入者 \$500/家族	\$250/加入者 \$500/家族
加入者負担の上限額*	\$2,500/加入者 \$7,500/家族	\$3,750/加入者 \$9,375/家族	なし	\$1,500/一人当たり	\$2,000/加入者 \$4,000/家族
1 回当たりの診察料	ネットワーク内:15 ド ルのコペイメント ネットワーク外:免責 額到達後、80%を補償	ネットワーク内:10 ド ネットワーク内:15 ネットワーク内:15~3 ルのコペイメント ドルのコペイメント ドルのコペイメント ネットワーク外: 免責 ネットワーク外: 補 ネットワーク外: 免責/ 額到達後、70%を補償 償むし 到達後、一定の補償あ	ネットワーク内:15 ドルのコペイメント ネットワーク外:補 償なし	20 額 り	ネットワーク内: 100%補償 ネットワーク外: 免責 額到達後、80%を補償
診断および検査 (外来) ※X 線やラボ検査など。	ネットワーク内:15 ド ルのコペイメント ネットワーク外:免責 額到達後、80%を補償	ネットワーク内:10 ド ルのコペイメント ネットワーク外:免責 額到達後、70%を補償		ネットワーク内:15 ドル のコペイメント ネットワーク外:免責額 到達後、一定の補償あり	ネットワーク内: 100%補償 ネットワーク外: 原則 的に免責額到達後、 80%を補償。事前の承
					認が必要

^{*}加入者負担の上限額 (Maximum Out -of Pocket) は1案件当たりの上限と思われる。

<**OWH**>

	OHI HWO	HIP Prime HMO	HIP Prime HMO MetroPlus Health Plan Vytra Health Plans	Vytra Health Plans	Aetna HMO
1 回当たりの診察料	1 回当たりの診察料 15 ドルのコペイメント 100%補償	100%補償	100%補償	5 ドルのコペイメント 15 ドルのコペイメント	15 ドルのコペイメント
専門医の診察	15 ドルのコペイメント 100%補償	100%補償	100%補償	5 ドルのコペイメント 15 ドルのコペイメント	15 ドルのコペイメント
診断および検査 (外 X 線検査:15	ı	ドルのコ 100%補償	100%補償	100%補償	15 ドルのコペイメント
来)※X線やラボ検	ふイメント。				
査など。	ラボ検査:100%補償				

注:HMO の補償はネットワーク内の医師や病院に限る (ネットワーク外の医師や病院による診察は補償されない)

出典:ニューョーク市の資料57を基に作成

57 "Comparison of Health maintenance Organization Benefits" http://www.nyc.gov/html/olr/downloads/pdf/healthb/hmo_charts.pdf, "Comparison of EPO, POS and PPO/Indemnity Plan benefits" http://www.nyc.gov/html/olr/downloads/pdf/healthb/epo_charts.pdf

注:「加入者」は加入者本人のみが加入している場合。「家族」は扶養家族がいる場合。

2.3 非組合員を対象としたマネージメント・ベネフィット・ファンド

ニューヨーク市には、管理職やコンフィデンシャル(特定分野のスペシャリスト)、original jurisdiction employee (組合に加入する資格はなく、管理職でもないポジション)といった非組合員の職員を対象に、市の職員福利厚生プログラム(City of New York's Employee Benefits Program)ではカバーされない医療保険や医療関連サービスに金銭的補助を提供する、マネージメント・ベネフィット・ファンド(Management Benefits Fund: MBF)がある。MBF の加入者は、歯科・視力医療保険、長期障害保険、生命保険(ベーシック)、重篤な疾病に対する医療保険などを受けることができる。加入者には保険料を納付する義務はなく、市から拠出される資金によってまかなわれている(特定の団体生命保険への加入を望む場合は、保険料納付が必要) 58 。

_

 $^{^{58}}$ Management Benefits Fund. Office of Labor Relations. http://www.nyc.gov/html/olr/html/man_benefits/general_info.shtml

地方公務員における年金制度及び健康保険制度

平成20年2月15日発行

編集·発行 (財)自治体国際化協会(CLAIR)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 19 階 TEL 03-3591-5482 FAX 03-3591-5346

クレア刊行物に関する最新情報は、当協会のホームページ (http://www.clair.or.jp) をご覧ください。